

令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委 員 会
1	11月26日	木	開会・提案理由説明	
2	11月27日	金	休会（発言通告締切 午後5時まで）	
3	11月28日	（土）	休 会	
4	11月29日	（日）		
5	11月30日	月		
6	12月1日	火		
7	12月2日	水		質疑・一般質問
8	12月3日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	12月4日	金	休 会	建設経済
10	12月5日	（土）		
11	12月6日	（日）		
12	12月7日	月		市民福祉
13	12月8日	火		総務文教
14	12月9日	水		
15	12月10日	木		
16	12月11日	金	会期の延長について	議会運営
17	12月12日	（土）	休 会	
18	12月13日	（日）		
19	12月14日	月		議会運営
20	12月15日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会

目 次

第1号（11月26日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	5
5. 事務局職員出席者	6
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
7. 日程第2 会期の決定	8
8. 日程第3 議案第72号・議案第73号	8
9. 提案理由の説明	8
(1) 議案第72号（木下総務部長）	8
(2) 議案第73号（木下総務部長）	8
10. 質 疑	9
11. 討 論	9
12. 採 決	10
13. 日程第4 議案第74号～議案第112号	10
14. 提案理由の説明	10
(1) 議案第74号（木下総務部長）	10
(2) 議案第75号（木下総務部長）	10
(3) 議案第76号（梅崎市民部長）	11
(4) 議案第77号（梅崎市民部長）	11
(5) 議案第78号（古江建設部長）	11
(6) 議案第79号（古江建設部長）	11
(7) 議案第80号（瀬口教育部長）	12
(8) 議案第81号（中原消防本部消防長）	12
(9) 議案第82号（木下総務部長）	13
(10) 議案第83号（佐藤福祉部長）	14
(11) 議案第84号（松尾建設部次長）	14
(12) 議案第85号（佐藤福祉部長）	14
(13) 議案第86号（池田水道局長）	15

(14) 議案第87号 (永田市民医療センター事務部長)	15
(15) 議案第88号 (松尾建設部次長)	16
(16) 議案第89号 (瀬口教育部長)	17
(17) 議案第90号 (瀬口教育部長)	17
(18) 議案第91号 (瀬口教育部長)	17
(19) 議案第92号 (早田経済部長)	18
(20) 議案第93号 (早田経済部長)	18
(21) 議案第94号 (古江建設部長)	18
(22) 議案第95号 (古江建設部長)	18
(23) 議案第96号 (瀬口教育部長)	18
(24) 議案第97号 (瀬口教育部長)	18
(25) 議案第98号 (池田副市長)	19
(26) 議案第99号 (池田副市長)	19
(27) 議案第100号 (池田副市長)	19
(28) 議案第101号 (池田副市長)	19
(29) 議案第102号 (池田副市長)	19
(30) 議案第103号 (池田副市長)	19
(31) 議案第104号 (池田副市長)	19
(32) 議案第105号 (池田副市長)	19
(33) 議案第106号 (池田副市長)	19
(34) 議案第107号 (池田副市長)	19
(35) 議案第108号 (池田副市長)	19
(36) 議案第109号 (池田副市長)	19
(37) 議案第110号 (池田副市長)	19
(38) 議案第111号 (池田副市長)	19
(39) 議案第112号 (池田副市長)	19
15. 散 会	19

第2号 (12月2日)

1. 議事日程	23
2. 本日の会議に付した事件	24
3. 出席議員	24
4. 説明のため出席した者	24
5. 事務局職員出席者	25

6. 日程第1 質疑・一般質問	26
(1) 服部 香代君一般質問	26
○永田市民医療センター事務部長答弁	27
(2) 服部 香代君一般質問	28
○豊永病院事業管理者答弁	29
(3) 服部 香代君一般質問	30
○豊永病院事業管理者答弁	30
(4) 服部 香代君一般質問	31
○豊永病院事業管理者答弁	32
(5) 服部 香代君一般質問	33
○豊永病院事業管理者答弁	34
(6) 服部 香代君一般質問	34
○豊永病院事業管理者答弁	35
(7) 服部 香代君一般質問	35
○豊永病院事業管理者答弁	36
(8) 服部 香代君一般質問	37
○豊永病院事業管理者答弁	37
(9) 服部 香代君一般質問	38
○豊永病院事業管理者答弁	38
(10) 服部 香代君一般質問	39
(11) 富田 弘海君一般質問	40
○瀬口教育部長答弁	41
(12) 富田 弘海君一般質問	42
(13) 芋生 よしや君一般質問	43
○佐藤福祉部長答弁	43
(14) 芋生 よしや君一般質問	44
○佐藤福祉部長答弁	45
(15) 芋生 よしや君一般質問	46
○佐藤福祉部長答弁	47
(16) 芋生 よしや君一般質問	47
○中嶋市長答弁	48
(17) 芋生 よしや君一般質問	48
○佐藤福祉部長答弁	49
(18) 芋生 よしや君一般質問	49

○中嶋市長答弁	50
(19) 芋生 よしや君一般質問	50
○佐藤福祉部長答弁	50
(20) 芋生 よしや君一般質問	51
○佐藤福祉部長答弁	52
(21) 芋生 よしや君一般質問	52
○古江建設部長答弁	53
(22) 芋生 よしや君一般質問	53
○古江建設部長答弁	54
(23) 芋生 よしや君一般質問	54
○中嶋市長答弁	55
(24) 芋生 よしや君一般質問	56
○古江建設部長答弁	56
(25) 芋生 よしや君一般質問	57
(26) 北原 昭三君一般質問	57
○梅崎市民部長答弁	58
(27) 北原 昭三君一般質問	59
○梅崎市民部長答弁	59
(28) 北原 昭三君一般質問	60
○中嶋市長答弁	61
(29) 北原 昭三君一般質問	61
○木下総務部長答弁	62
(30) 北原 昭三君一般質問	63
○木下総務部長答弁	63
(31) 北原 昭三君一般質問	64
○佐藤福祉部長答弁	64
(32) 北原 昭三君一般質問	65
○佐藤福祉部長答弁	65
(33) 北原 昭三君一般質問	66
7. 散 会	66
第3号（12月3日）	
1. 議事日程	69
2. 本日の会議に付した事件	70

3. 出席議員	70
4. 説明のため出席した者	70
5. 事務局職員出席者	71
6. 日程第1 質疑・一般質問	72
(1) 勢田 昭一君一般質問	72
○佐藤福祉部長答弁	73
(2) 勢田 昭一君一般質問	75
○木下総務部長答弁	75
(3) 勢田 昭一君一般質問	76
○木下総務部長答弁	76
(4) 勢田 昭一君一般質問	77
○早田経済部長答弁	78
(5) 勢田 昭一君一般質問	79
○瀬口教育部長答弁	79
(6) 勢田 昭一君一般質問	80
○瀬口教育部長答弁	80
(7) 勢田 昭一君一般質問	81
(8) 立山 大二郎君一般質問	82
○梅崎市民部長答弁	82
(9) 立山 大二郎君一般質問	83
○佐藤福祉部長答弁	84
(10) 立山 大二郎君一般質問	85
○若杉首席教育審議員答弁	87
(11) 立山 大二郎君一般質問	88
○瀬口教育部長答弁	89
(12) 立山 大二郎君一般質問	89
(13) 永田 紘二君一般質問	91
○早田経済部長答弁	91
(14) 永田 紘二君一般質問	92
○早田経済部長答弁	92
(15) 永田 紘二君一般質問	93
○早田経済部長答弁	93
(16) 永田 紘二君一般質問	94
○瀬口教育部長答弁	95

(17) 永田 紘二君一般質問	96
○瀬口教育部長答弁	97
(18) 永田 紘二君一般質問	97
(19) 有働 辰喜君一般質問	98
○木下総務部長答弁	100
(20) 有働 辰喜君一般質問	101
○木下総務部長答弁	102
(21) 有働 辰喜君一般質問	103
○木下総務部長答弁	104
(22) 有働 辰喜君一般質問	105
○早田経済部長答弁	106
(23) 有働 辰喜君一般質問	106
○早田経済部長答弁	108
(24) 有働 辰喜君一般質問	109
○早田経済部長答弁	110
(25) 有働 辰喜君一般質問	110
7. 日程第2 委員会付託	111
8. 散会	111

第4号（12月11日）

1. 議事日程	115
2. 本日の会議に付した事件	115
3. 出席議員	115
4. 欠席議員	115
5. 説明のため出席した者	115
6. 事務局職員出席者	116
7. 日程第1 会期の延長について	117
8. 散会	117

第5号（12月15日）

1. 議事日程	121
2. 本日の会議に付した事件	122
3. 出席議員	122
4. 説明のため出席した者	123

5. 事務局職員出席者	123
6. 日程第1 議案第74号～議案第112号	
陳情第13号	124
7. 各常任委員長の報告	124
(1) 建設経済常任委員長報告	124
(2) 市民福祉常任委員長報告	125
(3) 総務文教常任委員長報告	126
8. 質 疑	127
(1) 芋生 よしや君質疑	127
○総務文教常任委員長答弁	127
(2) 芋生 よしや君質疑	128
○総務文教常任委員長答弁	128
9. 討 論	128
(1) 芋生 よしや君討論	128
10. 採 決	132
11. 閉 会	135

1 1 月 2 6 日 (木曜日)

令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和2年11月26日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第72号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 質 疑
討 論
採 決
- 第4 議案第74号 山鹿市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 議案第76号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第79号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第80号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第82号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第83号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 令和2年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第86号 令和2年度山鹿市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 令和2年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 財産の譲渡について
- 議案第90号 財産の譲渡について
- 議案第91号 財産の取得について
- 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市6次産業化・観光連携推進施設）

- 議案第 93号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市一本松農村公園)
- 議案第 94号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿バスセンター(待合所棟))
- 議案第 95号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿バスセンター(物販棟))
- 議案第 96号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市カルチャースポーツセンター)
- 議案第 97号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市民プール)
- 議案第 98号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第 99号 農業委員会委員の任命について
- 議案第100号 農業委員会委員の任命について
- 議案第101号 農業委員会委員の任命について
- 議案第102号 農業委員会委員の任命について
- 議案第103号 農業委員会委員の任命について
- 議案第104号 農業委員会委員の任命について
- 議案第105号 農業委員会委員の任命について
- 議案第106号 農業委員会委員の任命について
- 議案第107号 農業委員会委員の任命について
- 議案第108号 農業委員会委員の任命について
- 議案第109号 農業委員会委員の任命について
- 議案第110号 農業委員会委員の任命について
- 議案第111号 農業委員会委員の任命について
- 議案第112号 農業委員会委員の任命について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員(19名)

1 番	立 山 大二郎 君
2 番	小 川 榮 二 君
3 番	芋 生 よしや 君
4 番	勢 田 昭 一 君

5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	富田弘海君
8番	永田健君
9番	富丸洋一郎君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	木下実君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
経済部首席審議員	大林秀樹君
建設部長	古江光拡君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
消防本部消防長	中原茂昭君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	徳永謙吾君
経済部次長	石井耕一郎君
建設部次長	松尾正都君

水道局長	池田淳志君
総務課長	永田健一君
財務課長	迎田祐樹君
税務課長	小山天君
福祉課長	飯川浩一君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分 開会

○

○議長（永田 健君）

ただいまから令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。
会議に先立ち、市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしも残すところ一月余りとなりましたが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、第3波が到来し、全国において新規感染者数が過去最多を連日更新するなど、最大限警戒すべき状況にあります。

このことから、国は地方（知事会）の声を踏まえ、G o T o トラベルの運用を見直しながら社会経済活動を継続しつつ、営業時間の短縮要請や飲食での人数制限など、感染拡大の防止を求めています。

本市におきましても、11月16日から市民医療センターに発熱患者専用の外来窓口、発熱トリアージ外来を設置いたしました。

また、プレミアム商品券の第2弾につきましても、前回は上回るペースで申し込みをいただくなど、多くの方に好評を得ており、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止と地域経済回復の両立に向けて取り組んでまいります。

本定例会において、ご審議いただきます議案は、条例10件、予算7件、財産の譲渡2件、財産の取得1件、指定管理者の指定6件、人事案件15件の計41件であります。これら諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

さて、今限りで引退いたします私にとって、最後の議会となりました。

思い起こしますと16年前、未熟なゆえに暗中模索の中でのスタートでありましたが、議員各位、職員の皆様、そして市民の皆様の温かいご支援のおかげをもちまして、今日を迎えることができますこと、ただただ感謝の一言に尽きるところであります。

これといった足跡を残すことなく去りますことにじくじたる思いいっぱいではありますが、政策の柱であります人づくりにおいて、未来の山鹿市を切り開く子供たち

が心豊かにたくましく育っていることが一番の喜びであります。

山鹿市は、すばらしい資源に満ちあふれたふるさとであります。市民の皆様の英知を結集し、さらに大きく前進発展することを心から願うものであります。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田 健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、芋生 よしや君、小川 榮二君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（永田 健君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの16日間とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

○

日程第3 議案第72号～議案第73号

○議長（永田 健君）

日程第3、議案第72号及び議案第73号の2案件を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

議案第72号及び議案第73号について、ご説明申し上げます。

それぞれ、1ページをお願いいたします。

両議案は、根拠法令及び改正の趣旨が同様でありますので、あわせてご説明させていただきます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正による国家公務員特別職等の期末手当の状況、また人事院勧告を踏まえまして、議会議員、市長等並びに職員の本年12月期末手当の支給割合を0.05月、職員で4.5月を4.45月、市長等、議員で

3. 4月を3. 35月に引き下げるものでございます。

なお、令和3年度以降におきましては、6月、12月、それぞれの期末手当からそれぞれ現行より0. 025月分を引き下げるものでございます。

この改正によります一般会計における影響額は、1131万5000円でございます。

附則といたしまして、これらの条例は本年12月1日から施行し、令和3年度からの適用部分につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、先議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号及び議案第73号の2案件を先議することに決定いたしました。

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

○

午前10時20分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第72号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○

日程第4 議案第74号～議案第112号

○議長（永田 健君）

日程第4、議案第74号から議案第112号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

議案第74号 山鹿市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

財政状況の公表につきましては、地方自治法の規定に基づき、条例の定めるところにより公表することとされております。本市におきましては、従来から広報紙により公表を行ってまいりました。

今回、財政状況の公表について、公表の迅速化を図り、また長期にわたる決算状況の推移など、財政情報の質と量を充実させ、財政運営の透明性を高める観点から、公表方法をインターネットによる方法に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第75号 山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正を踏まえまして、督促手数料及び延滞金徴収条例において定める特例基準割合の用語を延滞金特例基準割合に改めるものでございます。そして、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び下水道事業受益者負担金に係る3つの条例につきましても、同様に改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行し、必要な経過措置を定めております。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

議案第76号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、条文中引用している省令の題名を改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第77号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る基準について、所要の規定の整備を行うものです。

主な改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。

第23条の改正につきましては、所得税法の一部改正に伴い、基礎控除額相当分の基準額を改めるものです。

附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

議案第78号 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、公の施設としての山鹿ビル団地を廃止し、あわせて条文の整備をするため、条例を改正する必要がある、提案するものです。

改正内容は、山鹿ビル団地が入る建物の老朽化及び耐震不足により、住居としての安全性の確保が困難となったことから、市営住宅としての機能を廃止するものです。

また、今回の改正にあわせまして、条文の整備を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第79号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、本年9月に農業集落排水事業の処理区域の一部を下水道事業処理区域へ編入するため、国の認可を受け、下水道事業計画の変更を行ったことに伴い、条例を改正する必要があると、提案するものです。

変更しました計画の推進により、類似する事業の広域化・共同化を目指し、処理施設等の統廃合を整理することで、維持管理費用の削減を図り、市民の将来負担の軽減に努めるものです。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものとし、山鹿市下水道条例その他関係条例3件について、農業集落排水事業から下水道事業へ移行することに伴う許認可等の処分及び申請の手續等に関し、所要の経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第80号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、他市町村の地域型保育事業を保護者が利用する際の確認作業について、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、引用する条項及び基準省令の整理を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

中原消防本部消防長。

[消防本部消防長 中原 茂昭君 登壇]

○消防本部消防長（中原 茂昭君）

議案第81号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、火を使用する設備等の管理基準のうち、近年、電気自動車等の普及により、その利用が拡大している急速充電設備について、国の基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

議案第82号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、総額から713万4000円を減額するものです。補正後の総額は404億2554万2000円となります。

5 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正につきましては、公の施設の指定管理者の指定につきまして、6次産業化・観光連携推進施設ほか5つの施設を追加するものでございます。

歳出予算の主なものにつきまして申し上げます。今回の補正予算は、議案第72号及び73号に基づく給与等の改定並びに人事異動等に伴う職員給の調整、補助事業の採択、東京オリンピック聖火リレー関連経費などを主体として編成いたしております。

20ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費の（目）農業振興費の補正額908万7000円は、熊本県の阿蘇火山等防災特産対策事業の事業採択を受け、お茶の生産者が取り組む降灰対策に係る機械導入に対し、支援を行うものでございます。

21ページになります。

（款）商工費の（目）商工振興費の補正額600万円は、県の新型コロナウイルス対策融資制度を活用する中小企業や個人事業者が借り入れた資金の利子について助成を行うものでございます。さきの6月定例会一般会計補正予算（第2号）において予算措置しておりましたが、申請件数が当初予定を上回ったため、増額補正を行うものでございます。

次の（目）観光費の補正額146万円は、来年度に延期されました東京2020オリンピックに先立ち実施されます聖火リレーの開催に係る経費でございます。

23ページをお願いいたします。

（款）消防費の（目）災害対策費の補正額300万円は、特定空家等の除却に対し費用の一部を助成するものでございます。危険度、緊急度の高い物件につきまして、早急な対応が必用なため補正を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第83号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ428万6000円を減額し、71億3587万円とするものです。

6 ページをお願いいたします。

補正の内容につきまして、ご説明をいたします。今回の補正予算につきましては、議案第73号に基づきます給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

松尾建設部次長。

[建設部次長 松尾 正都君 登壇]

○建設部次長（松尾 正都君）

議案第84号 令和2年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づく職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

1 ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額から261万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4208万円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第85号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ419万6000円を減額し、総額を69億

8236万8000円とするものです。

7ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。7ページ下段及び8ページに係る職員給の減額補正につきましては、先ほどの議案第73号に基づきます給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものでございます。

また、7ページ、委託料の補正額204万6000円は、介護保険システムの改修に係る費用でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

池田水道局長。

[水道局長 池田 淳志君 登壇]

○水道局長（池田 淳志君）

議案第86号 令和2年度山鹿市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、給与条例の改正に準じた職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

1ページをお願いいたします。

第2条、（第1款）水道事業費用の既決予定額から688万9000円を減額し、5億7097万8000円とするものです。また、これに伴いまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を688万9000円減額し、6236万7000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

議案第87号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、議案第73号に準じた給与費の減額と調整及び企業債の繰上償還、並びに起債発行後10年ごとの利率見直し制度に伴い、元利償還金の補正を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出でございます。支出の（第1款）病院事業費用の既決予定額から1535万2000円を減額し、38億6842万8000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出です。支出の（第1款）資本的支出の既決予定額に631万3000円を追加し、9億8825万2000円とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について改めるものでございます。

補正予算の主な内容につきまして、実施計画によりご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出につきまして、支出の（項の2）医業外費用、（目）支払利息の補正予定額、マイナスの756万2000円は、平成21年度施設整備事業に係ります企業債の発行の後、10年ごとの利率見直し制度に伴い、今年度以降の利率が確定したことにより当年度分を減額するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、支出の（項の2）企業債償還金、（目）企業債償還金の補正予定額631万3000円は、令和元年度の医療機器整備事業に係る企業債発行後に補助金の交付を受けたことに伴う補助金相当額の元金の繰上償還、及び平成21年度企業債の利率見直し制度に伴い、支払い利息同様に今年度以降分の元金償還額が確定したことにより、当年度分を補正するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

松尾建設部次長。

[建設部次長 松尾 正都君 登壇]

○建設部次長（松尾 正都君）

議案第88号 令和2年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づく職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

1 ページをお願いします。

第2条、（第1款）下水道事業費用の既決予定額に34万円を加え、12億1749万6000円とするものです。

また、これに伴いまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を34万円増額し、2705万9000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第89号及び議案第90号の財産の譲渡について、ご説明いたします。

まず、議案第89号について、ご説明いたします。

本案は、山鹿市鹿本町の旧稲田小学校跡地の一部を地元自治会に譲渡し、閉校記念碑等の用地として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産は、所在及び地番、山鹿市鹿本町高橋字前田637番2及び637番3の2筆で、地目は学校用地、地積は合わせて141平方メートルです。

譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町高橋299番地2、高橋区自治会会長、中川 博氏でございます。

次に、議案第90号について、ご説明いたします。

本案は、山鹿市鹿央町の旧米野岳小学校敷地の一部を地元区に譲渡し、閉校記念碑等の用地として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産は、所在及び地番、山鹿市鹿央町合里字大坪380番2、地目は学校用地、地積は14平方メートルです。

譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿央町合里734番地1、下米野区区長、梶 朋義氏でございます。

続きまして、議案第91号 財産の取得について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度からの中学校教科書改訂に伴い必要となる、教師用教科書等の取得について、規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、市内各中学校分の教師用教科書、指導書及び教材一式で、内訳は教師用教科書が558冊、教師用指導書が598冊、教材が124組です。

契約の方法は随意契約で、取得金額は2174万2712円です。

契約の相手方は、山鹿市山鹿1845番地、山鹿市教科用図書納入組合組合長、原啓二氏でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

議案第92号及び議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第92号、公の施設の名称は、山鹿市6次産業化・観光連携推進施設でございます。指定管理者は、福岡市中央区大名一丁目15番27号、株式会社ローカルデベロップメントラボ。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものです。

続きまして、議案第93号、公の施設の名称は、山鹿市一本松農村公園です。指定管理者は、山鹿市鹿本町来民1234番地、かもと物産振興会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

議案第94号及び議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第94号、公の施設の名称は、山鹿バスセンター（待合所棟）です。指定管理者は、熊本市西区上代四丁目13番34号、九州産交バス株式会社。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものです。

続きまして、議案第95号、公の施設の名称は、山鹿市バスセンター（物販棟）です。指定管理者は、山鹿市中央通510番地2、山鹿温泉観光協会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第96号及び議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

まず、議案第96号について、ご説明いたします。

公の施設の名称は、山鹿市カルチャースポーツセンターでございます。指定管理者は、山鹿市山鹿1番地1、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものです。

次に、議案第97号について、ご説明いたします。

公の施設の名称は、山鹿市民プールでございます。指定管理者は、山鹿市寺島187番地1、ビル環境熊本株式会社。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6

年3月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

池田副市長。

[副市長 池田 永実君 登壇]

○副市長（池田 永実君）

議案第98号 人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員である齊藤 順孝氏が、令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに井上 俊也氏を人権擁護委員の候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第99号から議案第112号までの農業委員会委員の任命について、一括してご説明申し上げます。

これら14案件は、現委員が令和3年1月14日をもちまして任期満了となりますので、新たに農業委員会委員として任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第99号から順に申し上げます。

議案第99号 森 喜代輝氏、議案第100号 稲葉 和弘氏、議案第101号 廣松 久喜氏、議案第102号 多久 正光氏、議案第103号 坂本 照子氏、議案第104号 長曾我部 徹氏、議案第105号 志方 精之氏、議案第106号 米岡 一利氏、議案第107号 守川 千穂氏、議案第108号 徳丸 誠次郎氏、議案第109号 隈部 誠一氏、議案第110号 田中 春雄氏、議案第111号 廣田 幸徳氏、議案第112号 光永 太氏の14名です。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

○

散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時55分 散会

~~~~~

1 2月2日(水曜日)

# 令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和2年12月2日（水曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○  
発言通告

#### 1. 服部 香代

##### 一般質問

##### （1）山鹿市民医療センターについて

- ①経営
- ②連携・協力
- ③今後の病院のあり方
- ④事業管理者の責務

#### 2. 富田 弘海

##### 一般質問

##### （1）スポーツによる効果を波及させるための市の取り組みについて

- ①これまでのスポーツ振興（大会開催等）による成果をどのように捉えているか
- ②今後のスポーツ振興（大会等誘致）の展望

#### 3. 芋生 よしや

##### 一般質問

##### （1）新型コロナ対策について

- ①検査体制はどうか
- ②相談窓口

##### （2）庁舎利用身障者への配慮・相談窓口の工夫について

##### （3）災害対策について

- ①志々岐台地の陥没対策

#### 4. 北原 昭三

##### 一般質問

##### （1）交通弱者対策について

- ①あいのりタクシーの利用地域拡大など

##### （2）行政手続について

- ①行政手続における押印廃止と書面主義の見直しなど

(3) 視覚障がい者の日常生活用具給付等事業について

①暗所視支援眼鏡の追加など

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番 立 山 大二朗 君  
2 番 小 川 榮 二 君  
3 番 芋 生 よしや 君  
4 番 勢 田 昭 一 君  
5 番 有 働 辰 喜 君  
6 番 服 部 香 代 君  
7 番 富 田 弘 海 君  
8 番 永 田 健 君  
9 番 富 丸 洋一郎 君  
11番 北 原 昭 三 君  
12番 芹 川 正 美 君  
13番 藤 原 豊 君  
14番 平 井 邦 廣 君  
15番 吉 本 政 幸 君  
16番 池 田 誠 一 君  
17番 堀 茂 幸 君  
18番 永 田 紘 二 君  
19番 横 手 啓 介 君  
20番 寺 崎 勇 児 君

説明のため出席した者

市 長 中 嶋 憲 正 君  
副 市 長 池 田 永 実 君  
教 育 長 堀 田 浩一郎 君  
病院事業管理者 豊 永 政 和 君  
総 務 部 長 木 下 実 君  
市 民 部 長 梅 崎 康 二 君

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 福 祉 部 長             | 佐 藤 ア キ 君 |
| 経 済 部 長             | 早 田 順 二 君 |
| 経済部首席審議員            | 大 林 秀 樹 君 |
| 建 設 部 長             | 古 江 光 拓 君 |
| 教 育 部 長             | 瀬 口 慎 哉 君 |
| 市民医療センター<br>事 務 部 長 | 永 田 臣 司 君 |
| 消防本部消防長             | 中 原 茂 昭 君 |
| 市 民 部 次 長           | 渡 辺 研 一 君 |
| 福 祉 部 次 長           | 徳 永 謙 吾 君 |
| 建 設 部 次 長           | 松 尾 正 都 君 |
| 水 道 局 長             | 池 田 淳 志 君 |
| 総 務 課 長             | 永 田 健 一 君 |
| 財 務 課 長             | 迎 田 祐 樹 君 |
| 地 域 生 活 課 長         | 山 崎 寿 雄 君 |
| 福 祉 援 護 課 長         | 原 幸 徳 君   |
| 健 康 増 進 課 長         | 徳 丸 和 孝 君 |

○

事務局職員出席者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 渡 邊 義 明 君 |
| 局長補佐兼議事係長   | 中 村 武 志 君 |
| 書 記         | 高 木 善 彦 君 |

○

午前10時00分 開議

○

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

○

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（永田 健君）

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。服部 香代君。

[6番 服部 香代君 登壇]

○6番（服部 香代君）

おはようございます。

議席番号6番、服部 香代です。

山鹿市民医療センターについて、お尋ねをします。

一問一答にて、お願いいたします。

まず、経営について、2点、お尋ねしていきます。

山鹿市民医療センターは、地域医療支援病院、救急告示病院、がん診療拠点病院などの多くの指定を受け、地域の中核病院としての役割を担い、鹿本医療圏域の2次医療のかなめとして地域を支えてもらっております。市民にとっては、大変心強い存在であります。ここ数年の病院事業会計から見える経営状態は、必ずしも安心できるものではありません。

まず、医業収益は、平成28年度の約33億2000万円をピークに、平成29年度は約32億8900万円、令和元年度は約31億1700万円と減少し、反対に医業費用は年々増加しており、医業収益から医業費用を引いた医業損失は、平成28年度、約7000万円、平成29年度は約2億1900万円、令和元年度は約3億4600万円となっております。経営成績の目安となる医業収支比率は100%を超える比率が高いほど良好とされておりますが、平成28年度から令和元年度まで順に、97.9%、93.7%、91.3%、90.0%と、年々低下しております。経営指標は経常収支比率でも示されており、これも100%を超える比率が高いほど良好とされますが、平成28年度は105.2%で、平成30年度は100.1%となっております。これは言い方は余りよくありませんけれども、医業外収益を上げればどうとでも操作できる、つまり一般会計からの繰入金の額を上げれば100%を達成するわけです。しかし、令和元年度は98.4%になってしまいました。

一般会計繰入金は、平成26年度は約3億4000万円だったのが、平成30年度は約4



億8800万円となって、令和2年度は約5億6000万円ということです。法定内繰り入れとはいうものの、年々ふえ続けております。また、平成30年度には一時借入金1億9000万円が収入として計上されています。そして、令和2年度はその一時借入金は6億円と、大幅にふえています。要するに、現金がなく、職員の給与が払えなかったりするので、医療報酬等が入って来ることを見越して借りたということです。一時借り入れを利用して立て直すことが悪いとは一概には言えませんが、平成29年度まではなかったものです。

こういった財政状況下の経営の現状をどう捉えておられるのか。また毎年、経営改善計画等は出されておりますけれども、どういうことに重きを置いて、その中心となるものは何なのかということについてお尋ねをいたします。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

**○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）**

服部議員の一般質問、経営についての1点目、経営改善について、お答えいたします。

市民医療センターの経営状況につきましては、毎年9月の市議会定例会において、前年度の決算状況を報告させていただいております。議員ご指摘のとおり、現状、厳しい状況でございます。

ご説明のとおり、平成28年度をピークに医業収益が減少しておりますが、その要因として、医師の退職に伴う患者数の減少、収益の減少がその年度の決算に顕著にあらわれ、そのまま診療収入の減少につながっている状況でございます。

本来であれば、一般会計からの長期借入金の返済を一定期間猶予いただいている今の時期に、内部留保資金を増額すべきところでございますけれども、診療収入が減少したことで、現在は一時借入金を充てての経営となっているところでございます。

また、一般会計からの繰出金につきましては、年々増加している状況ではございますけれども、地方公営企業法及び総務省が通知する地方公営企業繰出基準に定める基準内の額となっております。しかしながら、このような状況は速やかに改善に取り組まなければならないことと思っております。

経営改善につきましては、平成21年度からDPC対象病院に参加し、また診療報酬上の各種加算の取得に努めてきました。そして、医療の質の向上によって、患者一人当たりの診療単価の上昇につながっております。

また、医師の勤務環境改善に向けての医師事務作業補助者の配置、紹介患者・逆

紹介患者の増加など、基本とするところは病院改革プランとしており、その中においても、まずは医師の確保が第一としておるところです。

医師確保の具体的取り組みとしまして、大学への医師の派遣要請がございます。また、民間紹介会社や県のドクターバンクへの登録、また積極的な研修医や医学部の実習生の受け入れなど、将来の医師確保に向けても取り組んでいるところでございます。

資金収支の今後の見通しとしましては、医師の確保が大きく影響するところではございますが、施設整備に係る過疎債の償還が終わります令和5年度以降は償還額が減少することから、資金収支的には改善が図られるものと見込んでおるところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

大変厳しい現状に置かれていることはよくわかります。早くからD P Cを取り入れられるなどの努力を重ねておられることもわかっております。毎年、経営改善計画が出されておりますけれども、医業収益などにおいて、その計画は患者数が増加することを見込んでの計画になっております。しかし、実際には、入院患者数も外来患者数も年々減少しています。これは人口が減っているのだから、そういうことになるというのは容易に想像がつかます。今後も人口減少は続くと、山鹿市長期人口ビジョンにも示されております。計画そのものを見直さないと、大変厳しい現状はさらに厳しくなっていくでしょう。

医師の確保と過疎債の償還で、経営改善は図られるという答弁でしたが、過疎債の償還が終わるのは令和4年度、そして医師の確保については、先ほど具体的取り組みとして挙げてもらいましたけれども、大学へはどのような訪問をされているのか、民間紹介会社やドクターバンクへは登録するだけなのか、研修医や医学部実習生が毎年何人くらい希望して、そして何人受け入れているのか、そういったことで実際に医師確保という実績が出ているのかをお答えいただきたいと思います。

それから、医師ばかりでなく、看護師などの医療スタッフの確保も重要だと思います。医師のみならず、看護師も複数の看護学校や高校の看護科からの実習を受け入れておられます。そういう実習生が実際に市民医療センターにどれくらい就職されていますか。報酬は医師も看護師も、近隣の自治体病院とほぼ変わらない水準です。働きやすい職場、働きがいのある職場環境づくりなどは積極的に行われている

でしょうか。そこはとても重要なことだと思いますが、先ほどの医師確保のための具体的な取り組みとあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[病院事業管理者 豊永 政和君 登壇]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員の一般質問、経営についての2点目、医師確保の具体策について、お答えいたします。

医師確保に当たっての最も大きな取り組みは、大学医局に対する直接の派遣要請です。例年、現在、常勤医を派遣していただいている診療科及び新たに派遣を希望する診療科の医局に、私みずから訪問しております。今年度も9月から10月にかけて、9つの診療科を訪問し、各診療科の教授や医局長の先生に、次年度の継続的な派遣並びに新規の派遣をお願いしてきたところです。また、大学教授をお招きして特別公開講演会を年に数回行っております。これは限られた時間ではありますが、教授が山鹿地域の実情に触れる貴重な機会となっております。あわせて、熊本県指定地域医療拠点病院として、熊本大学病院の病院長並びに県の医療政策課に毎年、医師派遣依頼を行っております。

次に、民間紹介会社や熊本県ドクターバンク登録についてですが、これにつきましては、基本的に当センターの勤務条件等を登録し、それに対し医師の希望が合致した場合に面談を行っております。先月も他県の紹介医師と面談しましたが、よい結果は得られませんでした。

次に、臨床研修医につきましては、当センターは熊本大学病院の協力病院として、過去5年間で15名の受け入れをしております。その中の1名が、今年度、常勤医として大学病院から派遣されました。また、将来の医師であります医学部実習生の受け入れにつきましては、平成29年度から開始しております。現在まで30名の受け入れを行っております。3週間の実習期間中、山鹿に住んでもらい、山鹿の地域医療、町並み、温泉等に触れてもらっております。初年度の医学生が、現在、臨床研修を終えた段階であります。将来、当センターの勤務を期待しているところです。

続いて、看護実習生の当センターへの就職状況ですが、過去3年間で見ますと、新卒採用者21名中8名が当センターの実習生でありました。そのほかに当センター実習の学校から4名の採用をいたしました。

また、医師確保で重要なことは、新規確保に加え、現在勤務している医師の勤務環境の改善です。先ほどの医師事務作業補助者の配置ほか、当直翌日の勤務配慮、複数主治医制の導入などの負担軽減に努めています。さらに、地元出身の医師で帰

郷の可能性のある情報などを常に広く求めているところであります。

今後も、大学病院との連携を中心とした医師確保に努め、山鹿地域の医療の充実に努めてまいります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

最も大きな取り組みが大学への派遣要望だということを確認いたしました。

では、次に連携という観点でお尋ねをいたします。

経営改善の取り組みの中で、紹介患者、逆紹介患者の増加ということもありましたけれども、当然、病院間の連携・協力が必要になってきます。山鹿市民医療センターでは、熊本市内の3次救急医療機関からの患者受け入れは積極的にはされていないということを聞きました。数字であらわされているわけではありませんが、3次医療の病院からしたら、そういう印象を持っておられることは事実です。もちろん、山鹿市民医療センターが紹介元なら受け入れておられるでしょう。積極的な受け入れがない場合というのは、自宅などから救急車で運ばれた患者さんのことです。民間病院にある地域包括ケア病棟や、回復期リハビリテーション病棟が優先だと思っておりますが、ベッドが満床の場合は山鹿市民であれば山鹿市民医療センターに転院できればいいんですけれども、受け入れできない場合は、菊池市など、近隣の病院に転院することもあるということでした。急性期の治療を終えて自宅へ帰る前に、必要な場合の受け皿としての医療機関になるべきところだと思いますけれども、病床使用率は80%を切っているのですから、ぜひ紹介病院でなくとも、患者さんの受け入れ等はやってほしいと思います。そうした病院間の連携というものはとれているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[ 病院事業管理者 豊永 政和君 登壇 ]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員のご質問、連携・協力についての1点目、他病院からの受け入れ態勢について、お答えいたします。

当センターは、入退院を初め、病院間の転院につきましては、地域医療連携室の看護師と社会福祉士が調整を行っております。

熊本市内の急性期病院からの患者さんの受け入れにつきましては、当センターか

ら3次救急医療機関へ紹介した患者さんは、可能な限り受け入れることを基本としております。ただし、呼吸器疾患や脳血管疾患など、専門医のいない診療科の患者さんにつきましては、受け入れることが困難なため、受け入れの可能な山鹿市内外の医療機関と調整させていただいております。

当センター以外の山鹿市内の医療機関から熊本市内の急性期医療機関へ転院となった患者さんが、当センターへの転院を希望されることがありますが、紹介元へ戻すのが原則となっていることから、まずは紹介元の医療機関へ打診していただくようお願いしているところです。

また、自宅から直接、熊本市内の急性期病院へ救急搬送となった患者さんを含め、熊本市内の急性期病院での治療を終えて自宅へ帰ることの不安等による社会的入院を希望される方については、病状回復の程度にもよりますが、当センターが急性期病院であることをご理解いただき、入院をお断りする場合もございます。

なお、リハビリ目的の入院については、自宅への退院に向けて、可能な限り患者さんの希望に添えるよう、医師や地域医療連携室が中心となって、他の医療機関との連携を図っているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

なぜ受け入れられないかという理由について、説明をいただきました。

その中で、社会的入院と言われましたが、社会的入院とは本来の趣旨を逸脱して、必ずしも治療や退院を前提としない長期入院を続ける状態のことです。そんな患者さんを3次医療の病院から山鹿市民医療センターにはそもそも紹介はされないと思います。そうではない亜急性期に近い患者さんの受け入れのことです。急性期病院であるからとのお答えですけれども、受け入れできないことが多いと、山鹿市民医療センターは転院先の候補にも挙がらなくなります。選択肢になれば、紹介のチャンスさえなくなります。さまざまな制度上の制約があるのかもしれませんが、患者さんが山鹿市民で、かつ病床に空きがあれば受け入れてほしいと思います。

では、鹿本医師会との連携・協力体制についてお尋ねをしていきます。

新型コロナウイルス感染症対応のための発熱トリアージ外来が11月から始まりましたが、市民医療センターの敷地内にそのためのテントが設営されています。鹿本医師会から地域の新型コロナウイルス感染症対策は、地域で行おうという積極的な働きかけで実現したということです。診療に当たる医師や看護師は、全て医師会の

会員で行われ、医療器材や準備は市民医療センターが担うようではありますが、市民医療センターの医師や看護師は従事しないということでした。市民医療センターには、既に接触者外来もあり、陽性患者への対応も必要なのかもしれません。しかし、いかに医師会からの提案だったとしても、市民を守る、地域医療を守るという観点で、一緒に立ち上げた発熱トリアージ外来なのだから、ハード面ばかりではなく、もう少し協力できるところがあるのではないのでしょうか。

保健所も入った会議で、それぞれの役割分担がお互いに確認されているものとは思いますが、その件について相互理解が得られていたのでしょうか。いずれにしても、この件だけではなく、山鹿市民医療センターとして、地域の鹿本医師会との連携・協力について、どのような考えをお持ちなのでしょう。日ごろの連携はとれているのでしょうか。今後、どういう連携をされていくのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[病院事業管理者 豊永 政和君 登壇]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員のご質問、連携・協力についての2点目、鹿本医師会との連携について、お答えいたします。

山鹿市民医療センターは、従来から医療連携に積極的に取り組み、平成22年度には地域医療支援病院としての認定を受けました。その後も連携は順調に進んでおり、患者の紹介・逆紹介、地域医療の質の向上のための公開講演会の開催など、良好な関係が維持できているものと思っています。

また、日ごろより、かかりつけ医の支援に努めており、選定療養費の設定や紹介外来制の導入などを基本とし、入院診療を主体とした地域医療の役割分担を図っております。

さらに連携を深めるために、鹿本医師会のほか、歯科医師会、薬剤師会の先生方と構成する地域医療支援病院運営委員会、開放型病院運営協議会総会の開催など、顔の見える連携に努めているところであります。

今後も、医師会活動に対しましては、できるだけ協力することは当然のことと思います。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症のクラスター発生によりまして、当センターの機能が一時期、救急外来、手術、検査等の停止という、一部損なわれたことを勘案しますと、ご質問の発熱トリアージ外来への職員の派遣は厳しいと判断いたしました。また、現在は新型コロナ陽性者を診る医師、疑似症患者、非常に疑いが濃厚な患者さんを診る医師、その他の救急外来を診る医師と、個別に

対応し、おののに必要なスタッフを配置した体制で臨んでおり、多くのマンパワーを要しております。

実際に、発熱トリアージ外来が開設されるまでの物品などの準備、運用が開始されました後は、防護服の着脱などの感染防止の助言、電子カルテの操作、患者の登録、当日の準備、後片づけなどは職員の配置を行い、対応させておりますので、その点ご理解お願いいたします。

当センターは、感染症指定医療機関として、新型コロナ陽性者と疑似症患者に対応する医療機関として役割分担するように、医師会を含めた会議において、保健所から求められております。

先日報道もありましたが、感染症指定医療機関の負担を軽減する目的で、診療・検査医療機関として山鹿保健所管内で17の医療機関が登録されました。平日の昼間限定ではありますが、発熱患者のインフルエンザと新型コロナウイルス抗原の迅速検査を行っていただけるということになり、大変ありがたく思っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

鹿本医師会との連携は、順調に進んでいるとの答弁でした。お金は出しても人は出さない、そういったイメージは払拭しないと、せつかくの連携が悪いスパイラルに陥ってしまいます。引き続き、意思疎通に隔たりがないようお願いをしておきたいと思えます。

さて、現在、鹿北町、菊鹿町、鹿央町では、歯科医院などを除いた病院は一つずつしかありません。住民の皆さんは、将来にわたって地域で医療提供を受けることができるのかという不安があると聞きます。その不安を解消するために、今から手だてを考えておかなければならないと思っています。巡回診療を行うとか、送迎の車を出すとか、いろいろな方法が考えられるので、そういった工夫で、大変だとはわかっておりますけれども、僻地医療、中山間地の医療を守っていただきたいと思えます。

そのときに中心となってやっていただきたいのは、市民医療センターです。採算はとれないでしょうが、市民の健康を守るという自治体病院の責務ではないかと思えます。当然、鹿本医師会の協力を仰ぎ、一緒に取り組んでいただくことが必要です。将来の地域医療に対して、どういう考えがあるのかをお尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[病院事業管理者 豊永 政和君 登壇]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員のご質問、連携・協力についての3点目、地域医療への協力について、お答えいたします。

将来にわたって地域住民の医療を守るということは、医療政策として、また自治体病院の役割として大変重要なことと思っております。

過疎化に合わせ高齢化が進み、医療機関への通院手段が限られる住民が今後さらにふえることが予想され、そのためには議員ご提案の巡回診療も一つの方法と考えられます。

熊本県指定地域医療拠点病院として、開業医の高齢化に伴う閉院の可能性も含めて、県医療政策課と協議していくこととなっております。ただし、医師、看護師の確保が最大の要件であります。一医療機関で解決できる問題ではなく、県、市行政の医療政策として、地域医療機関も含めて十分協議することとなると思われま

す。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[6番 服部 香代君 登壇]

○6番（服部 香代君）

僻地医療などの不採算部門は、民間では担えない分野です。自治体病院の重要な役割だという答弁もいただきましたけれども、各関係機関と協議していくこととなるということにとどまっています。ここでも医師、看護師の確保が最大要件だと言われました。この解決を待ってからでの協議では遅過ぎます。どんな構想を持って、どんな機関と、いつから協議を開始するのか、そういう具体的で実効性のあるものを早期にお示しいただきたいと思います。

では、これからの病院のあり方についてお尋ねをいたします。

まず、具体的なところからお尋ねをしていきます。令和2年4月から常勤の産婦人科医が1名体制になったことで、出産ができなくなりました。これは少子化に歯どめをかけるということについては影響が大きく、1日も早い医師確保を望むものです。しかし、現在、優秀な助産師さんが5名おられます。妊娠28週までは妊婦健診もできますし、産後ケアは十分に行えます。出産時の入院は5日程度なので、退院してからのサポートが必要な方はたくさんおられます。産後ケアは、お母さんと赤ちゃんが病院に1泊して行うものや日帰りでのケアもあります。費用は8000円ほ



どだそうですが、核家族化した中での育児に精神的なケアが必要なお母さんもおられ、そのニーズは高まっています。産後ケア事業として、個人負担を少なくして、産後ケアが受けられるような制度を取り入れてほしいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[病院事業管理者 豊永 政和君 登壇]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員のご質問、今後の病院のあり方についての1点目、出産ができない産婦人科について、お答えいたします。

市民医療センターの産婦人科では、常勤の産婦人科医師の退職により、令和2年4月から1名体制となったことから、分娩ができなくなったことはご承知のとおりであります。妊婦への支援として妊婦健診を常勤医師と非常勤医師の2名体制で行っており、本年4月から10月までの実績は92件となっております。

今後の産婦人科、助産師の活用につきましては、議員のご意見にもありますように、出産後の母親の産後鬱や育児虐待の予防、健やかな母子育児環境の支援を目的とする産後ケア事業の実施が考えられます。

助産師による授乳や沐浴指導、育児相談、乳房マッサージなどによる身体的・心理的ケアなど、当センターで提供可能なサービス内容を精査するとともに、個人負担金を抑えられるよう、他市の実施状況を参考にしながら、積極的にかかわってきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[6番 服部 香代君 登壇]

○6番（服部 香代君）

具体的な内容についてお尋ねをしましたが、こういう地域に根差した医療を提供することが、市民に必要とされる病院になるのではないかと感じて質問をさせていただきました。

では、山鹿市民医療センターの存在意義と将来の方向性について、お尋ねをいたします。

山鹿市民医療センターだけではなく、全国の多くの自治体病院には多額の税金が投入されています。民間病院との公平ということから、非効率な自治体病院は廃止し、民間病院を中心に医療を担うべきという考え方もあります。しかし、本当に自

自治体病院は不要なのでしょうか。先ほどの質問では、大変厳しい経営状態であると指摘をさせていただきましたけれども、だからすぐに廃院を考えたほうがいいと言っているわけではありません。むしろその反対で、行政の医療、福祉、健康づくり政策との連動のしやすさは、地方自治体が直接病院を運営することの最大の利点であり、だからこそ存在すべきものだと思います。自治体病院の役割は、医療制度のすき間を埋めるものであるとも思っています。例えば、今、世界的に問題になっています新型コロナウイルス感染症などの感染症、そして大規模な自然災害、外国籍の住民や観光客の医療、生活困窮者の住民の医療などがあります。自治体病院が診なければ行き先がなくなり困る人が出てきます。山鹿市民医療センターでは、そういった患者さんを受け入れていると信じたいです。山鹿市民医療センターの存在意義をどう考えておられるのか、またどういう病院を目指しているのか、その方向性をお尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[病院事業管理者 豊永 政和君 登壇]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員のご質問、今後の病院のあり方についての2点目、存在意義と将来の方向性について、お答えいたします。

市民医療センターは、従来から急性期を担う地域医療支援病院としての役割と政策的医療を担う公立病院として、5疾病5事業のうち、がん、急性心筋梗塞、糖尿病の3疾病と、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療の4事業を担っています。また、その他として、感染症医療、予防医療にも取り組んでいるところであります。中でも、がん診療につきましても、県北で唯一の緩和ケア病棟13床を開設しています。山鹿市において、がん検診から診断、治療、緩和ケアと、がんの診療体制が充実しました。

さらに、現在感染が拡大している新型コロナウイルス感染症につきましても、感染症病床を有する指定医療機関として、入院患者を受け入れる役割を担っております。引き続き、地域の中核病院として、それらの役割を担っていくものでございます。

将来の方向性につきましては、県や医療・介護関係者、医療保険者等で構成される鹿本地域医療構想調整会議において、団塊の世代が後期高齢者となる2025年までは将来の人口推計も踏まえ、現在の医療機能の維持と病床数201床を維持することで合意を得ております。

今後、病院改革プランに掲げているとおり、急性期医療を中心に地域の医療機

関との連携を密にして、患者流出を抑え、地域で完結する地域完結型医療の構築実現に向けて努力してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

地域医療構想の中で、2025年までは現在のベッド数を維持するというのですが、ではそれ以降についてはどうなのでしょう。医師の専門医制度の変更などで、医師の確保は今が一番厳しいのかもしれませんが、今後も医師確保に苦慮するという状況は変わらないのではないかと思います。医師の確保ができれば、経営は改善するという仮定の話をしていてもどうにもなりません。令和元年度の1日平均入院患者数は137.8人で、病床利用率は68.5%となっております。一定の比率を保てなければ、地方交付税が減額される懸念もあります。

そこで、例えば診療科を整理して減らすとか、病床数も100床から150床くらいにして、全て差額ベッド代を取らない個室にするなど、思い切った改革はできないのでしょうか。病室の改築には、また費用がかかるので、矛盾していると思われるのですが、将来を見据えてのことであり、あと3年で過疎債の償還も終わることなので、タイミングは悪くないと思います。こういった改革については、どうお考えでしょうか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[病院事業管理者 豊永 政和君 登壇]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員のご質問、今後の病院のあり方についての3点目、規模縮小する等の改革について、お答えいたします。

議員ご提案の病床数の変更につきましては、現在、急性期病床の利用率70%以上を維持していますが、急激な人口減少等により70%を維持できなくなった場合は、再編・統合の対象病院に含まれる可能性もあります。その際は、急性期病床を減らすなど、病床機能の変更、またはそれに要する費用の発生も視野に検討しなければなりません。

しかしながら、今回のような感染症発生の場合、最大で一病棟を感染症病棟として開ける必要性があることなど、また熊本地震の際には患者受け入れで満床となったことなどにより、慎重な検討が必要と考えております。

また、病床削減により、複数の診療科による混合病棟となります。高度な急性期医療に必要な7対1看護体制が難しくなり、看護ケアが不十分となる可能性も考えられます。いずれにしましても、そのときに応じた適切な医療体制を整えなければならないと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[6番 服部 香代君 登壇]

○6番（服部 香代君）

今のお答えでは、規模縮小については考えていないというふうに受け取れます。しかし、現在のような経営状況が続くのであれば、近い将来、大きな改革を考えるべきではないでしょうか。

では、最後に病院事業管理者の責務について、お尋ねをいたします。

山鹿市民医療センターは、平成22年4月に地方公営企業法の一部規定、財務規定から全部適用へと経営形態を見直しています。事業管理者が予算や人事権を持ち、より柔軟な経営ができる一方、管理者の経営責任が明確化されます。事業管理者と院長は兼務されておりましたが、平成31年4月からは事業管理者と院長はそれぞれ独立したものになり、経営のトップとして事業管理者の役割はより重要になっています。事業管理者としての経営理念と役割、また経営責任についてどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。豊永病院事業管理者。

[病院事業管理者 豊永 政和君 登壇]

○病院事業管理者（豊永 政和君）

服部議員のご質問、事業管理者の責務、経営理念と役割及び経営責任について、お答えいたします。

市民医療センターは、平成22年4月に地方公営企業法の全部適用により、病院事業管理者を設置し、病院運営に関する広範な権限が市長より移譲されました。その結果、職員の任免等の人事権につきましては、柔軟な人事管理が可能となり、専門知識や技術を持つ医療職、事務職のプロパーの採用、経営状況を考慮して決定できる職員の給与体系など、病院運営の向上に一定の効果を上げています。

事業管理者としての経営理念につきましては、当センターの基本理念である地域住民の生命と健康への貢献を基本軸に、患者様中心の信頼される良質な医療の提供にあります。また、そのためには安定した病院経営が必要なことから、経営基盤の

確立による健全経営を目指すことであります。経営を安定させ、継続可能な病院運営を行うことが私自身に課せられた責務であります。

鹿本地域医療構想検討会議において、二次医療圏の問題、政策的医療、5疾病5事業、病床削減などの検討が行われてきました。当センターの地域医療支援病院としての紹介・逆紹介の取り組みが評価され、山鹿市単独で二次医療圏を維持することとなりました。また、急性期病床利用率70%以上の維持などにより、再編・統合の対象とはなりませんでした。

地域医療支援病院としての運営を続けるには、医療の質の向上を常に念頭に置く必要があると思います。私が当職についた平成26年には、常勤医師が22名、うち大学からの派遣ではない就職医師が半数以上でした。就職医師が退職すると、補充が極めて困難であること、大学からの派遣医師により最新の医療情報が提供され、医療の質向上が望めることなどにより、派遣医師の確保に努めました。現在までに12名、熊本大学病院から新規の派遣医師を確保しました。しかしながら、就職医師が徐々に退職しているのが現実です。

現在、大学では新専門医制度3年目であり、来年度には新制度の専門医認定試験があります。特に、近い将来、常勤医として期待される山鹿市医師修学資金貸与者の小児科医2名も、来年度には専門医認定試験を受けますが、その後も何らかの専門的な認定取得が必要となるようです。そのほかに泌尿器科専門医研修中の医師修学資金貸与者もいますが、最短で4年から5年後の勤務となります。

大学の複数の診療科においても、専門医誕生後の派遣について検討していただいておりますが、この数年間は大病院での研修となり、地域への医師派遣は厳しい状況と思われまます。

経営的には、病院建設に伴う過疎債の償還があと3年残っており、厳しい状況が続きます。特に今年度は、新型コロナウイルスの影響で昨年度同時期に比べまして約1億5000万円ほどの減収となっております。

最後に、私の使命として、地域の少子高齢化、人口減少を鑑み、地域医療支援病院との連携を図り、医療の質の向上及び人材育成に努め、地域唯一の急性期病院として信頼される病院を目指し、精一杯、病院事業管理者としての責務を全うしたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

いろいろ質問をしてみましたが、どういふ病院にしたいのかというのが、制度上のこととか、いろんなことで今の答弁のように言うしかなかったのかもしれないけれども、最後に言われました地域唯一の急性期病院として信頼される病院を目指すということで、もちろんその急性期病院ということではありますけれども、やはり私たち市民にとっては、市民に寄り添ってくれる、そして心の距離が近い、市民が本当に信頼する温かい病院であってほしいなと心から思います。

経営基盤の確立を行い、安定した病院経営をするために最も事業管理者としてやるべきことは、医師の確保ということを、きょうの多くの答弁の中にもたびたび言われておりました。平成31年3月までは、院長と事業管理者は兼任でした。院長が大学病院へも出向き、コンタクトをとっておられたはずで、現在は、事業管理者としてだけの役職なので、当然それまで以上の成果を出してもらわなければなりません。就職医師よりも大学病院からの派遣医師の確保に重きを置かれていると受け取れるような答弁でしたけれども、大学への訪問は9月から10月にかけてということをお聞きし、正直、私は年間を通じて、もっと頻繁に多くの訪問をされ、信頼関係を構築されているのかと思っておりました。回数が多ければいいと言っているわけではありませんが、結果として、医師確保が困難であるのならば、その責任もあるということです。

経営については、もちろんトップは事業管理者ですが、事務方の責任もあると思います。しかし、医師確保については、医師である事業管理者の責任です。経営の立て直しが医師確保に尽きるのなら、ぜひその責任を全うしていただくよう強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

#### ○議長（永田 健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、富田 弘海君の発言を許します。富田君。

[7番 富田 弘海君 登壇]

#### ○7番（富田 弘海君）

おはようございます。

議席番号7番、富田 弘海です。

発言通告に従いまして、スポーツ振興について、一般質問をさせていただきます。

スポーツは、する人のみならず、見る人、支える人にも、勇気と感動を与える力があると、ほとんどの皆さんが思っておられると思います。私自身も長年、スポーツの大会運営などに携わってきましたので、その思いは強く感じているところでございます。

昨年の9月議会では、スポーツのもたらす経済効果についてお尋ねさせていただ

いたとおり、昨年の全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技や女子ハンドボール世界選手権大会を初め、多くのスポーツ大会の開催は、本市に大きな経済効果をもたらしています。

しかし、その後のスポーツを取り巻くコロナ禍の影響ははかり知れないものがあり、東京オリンピックを筆頭に、さまざまな大会が延期や中止に追い込まれ、子供たちの活躍の場さえ奪われてしまいました。その影響はまだ続いており、無観客、人数制限、学校においては子供だけの体育祭となり、その活躍を保護者が見ることもできない状況であります。

最終的には、有効なワクチンが普及しない限り、以前の生活様式には戻れないと思いますが、一度きりの人世、我慢はもちろん必要ですが、今という瞬間は二度とありません。今を生きるため、コロナ禍の中においてもやれることはないかと自問自答しているところでございます。

そのような中においても、今年5日に開催される九州中学駅伝大会に熊本県代表として山鹿中学校女子チーム、鹿本中学校男子チームが揃って出場されることは、山鹿市民にとって明るい話題として、感動と元気を与えることだと思います。

また、スポーツは大会の開催のみならず、さまざまな場面において、その果たす役割は大きく取り上げられております。コロナ禍における運動不足への懸念から、連日のようにテレビ等ではスポーツを取り入れたフィットネスを紹介されるなど、体力の向上にとどまらず、健康的にダイエットを行うツールとして、スポーツが推奨されております。さらに、スポーツは地域社会の再生や地域経済の活力創造にも寄与するものとして、期待が高まっているところでございます。このように、スポーツが国民生活に与える影響力ははかり知れないものがございます。

そこで、1点目として、本市においてはこれまでさまざまなスポーツの大会を開催するなど、スポーツ振興を進めてきたと思いますが、その成果をどのように捉えているのかお尋ねします。

また、2点目として、こうした成果を踏まえ、今後の展望をどう考えているのかお尋ねいたします。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

富田議員の一般質問、スポーツによる効果を波及させるための市の取り組みについて、お答えいたします。

まず1点目の、これまでの大会開催等による成果につきましては、競技団体や山

鹿温泉観光協会等により、スポーツ大会の開催や誘致を継続して行っておりますが、山鹿市コンベンション宿泊助成の対象となった大会・合宿による宿泊者数は過去3年間で7000人から1万4000人と倍増しており、こうした大会等の開催はスポーツ振興のみならず、確実に山鹿市の経済振興に貢献しております。

また、昨年度のインターハイや女子ハンドボール世界選手権などの全国大会や国際大会の開催により、本市にも大きな経済波及効果をもたらしました。さらに、このような大きな大会の運営に、多くの市民がかかわったことは、大会運営のノウハウが蓄積され、大きなレガシーとなり、そして何よりも市民のスポーツに対する関心や興味が高まったと考えております。

2点目の今後のスポーツ振興の展望につきましては、まず大会開催の基盤となるスポーツ施設の機能を維持・向上し、長寿命化を図るため、計画的に施設の改修を進めているところですが、今後も安全安心な競技環境の維持に努めてまいります。

また、来年度中に山鹿市スポーツ推進計画を策定いたしますが、この計画の中で生涯スポーツの振興や競技力の向上はもとより、スポーツ大会等の開催による地域経済の振興についても方向性を取りまとめてまいります。

一方、熊本県においては、スポーツによる誘客を推進する官民組織、スポーツコミッションを来年度に設立する準備を進めております。

山鹿市としましても、こうした組織と連携し、これまでの大会開催の実績や経験によるノウハウを引き継ぎ、山鹿ならではの温泉や歴史・文化などの観光資源を生かし、競技団体や山鹿温泉観光協会等としっかり情報共有しながら、今後も学生を中心としたスポーツ大会や合宿の開催と誘致を積極的に支援してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

富田君。

[7番 富田 弘海君 登壇]

○7番（富田 弘海君）

アメリカでは、早ければ今月から新型コロナウイルスのワクチン接種が始まるという明るいニュースもあり、東京オリンピックも開催する方向で進んでおります。今はまだ第3波の真っただ中で、なかなか先が見通せないような状況ではありますが、前を向いて進んでいくしかありません。本市では「ハンドボールのまち やまが」と銘打って進めているわけですから、ハンドボールの振興はもちろんのこと、各種スポーツ大会の誘致、開催を通じて、市民に明るい話題を提供するとともに、夢や感動を与えられるよう、今後もスポーツ振興を図っていただきたいと思います。特に、堀田教育長の手腕にご期待いたします。



最後になりましたが、私、今定例会が最後となりました。これから、さらなる山鹿市の発展を念じまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田 健君）

以上で、富田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時57分 休憩

○

午前11時09分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生 よしや君の発言を許します。芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

皆さん、こんにちは。

日本共産党、3番議員の芋生 よしやです。

通告に従い、一問一答で質問を行います。

一番最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

山鹿市では、庁舎内での定期消毒清掃、当たり前の光景となりました。市民もマスク着用が日常となり、感染予防にしっかりと心がけているところです。しかし、先の見えない状況に、市民の皆さんからは「障害者の家族を抱えて看護師をしている。ストレスで押し潰されそうになる。」「介護施設勤務の家族がいて、感染への不安が強い。」「特別養護老人ホームで食事をつくり、感染をしないために洗濯と消毒が日課。休日の外出も控えて、ストレスがたまる。」など、さまざまな不安が寄せられています。

政府の新型コロナウイルス対策は、従来の延長線上にとどまっています。日本共産党は、感染爆発をとめるには検査・保護・追跡が重要であるとの提言を発表しましたが、今、日本の人口当たりのPCR検査数は、世界では何と153位です。こんな状況ですが、山鹿市で先ほども出ましたが、発熱トリアージ外来もつくられました。柔軟な検査体制が県のほうからとられているとのことですが、山鹿市での検査体制はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員の一般質問、新型コロナ対策における検査体制につきまして、お答えいたします。

熊本県では、新型コロナ感染症の拡大及び季節性インフルエンザの流行期において、発熱患者等が大幅に増加し、診療や検査の需要が急増した場合においても、万全な医療が提供できるようにするため、県医師会等と連携をして、発熱者等の相談、診療、検査に係る圏域ごとの体制整備を進めているところです。

具体的には、発熱等の症状がある場合には、まずは身近な医療機関、いわゆるかかりつけ医に電話でご相談をいただき、その医療機関が県の指定する診療・検査医療機関である場合には、医師の判断により、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の検査が行われます。また、相談した医療機関が県の指定する診療・検査医療機関でない場合には、その相談した医療機関から県の指定する診療・検査医療機関を紹介されることとなっております。

また、かかりつけ医がない方など、相談する医療機関に迷う場合には、県が設置する発熱患者専用ダイヤルにお電話をされると、そこから山鹿保健所管内の受診案内センターに転送され、最寄りの医療機関のご案内を行うこととなっております。

さらに、先ほどございました本市独自の取り組みであります発熱トリアージ外来につきましては、鹿本医師会と山鹿市民医療センターの協力体制のもとで、相談を受けた個別の医療機関での検査等が難しい場合に、その医療機関からの紹介により、予約制で受付を行い、医師の診察を行った上で、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の検査ができる体制をとっているところでございます。

また、陽性者が確認され、その濃厚接触者と認定された方及び接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）で接触が確認された方等につきましては、従来どおり、保健所で確認の上、検査が行われております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（永田 健君）**

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

**○3番（芋生 よしや君）**

今、検査体制についてお答えいただきました。発熱トリアージ外来という名前に、私たちは災害の最前線で患者さんの状況を把握し、医療対応を判断するのがトリアージだと思っています。しかし、今、答弁していただきましたように、まずはかかりつけ医にかかり、検査ができるところは検査を行う。そうでない場合、2番目が県の指定検査、そして3番目は発熱ダイヤルで受診の案内を受ける。そして、個別検査が難しい場合は、やっと予約をとり、発熱トリアージ外来に回るというような

答弁だったと思います。大変イメージをしていたものと違っているなど感じたのは、私だけではないかと思っています。最前線でそこを受けられるのかと思っていましたが、ただ医療体制、鹿本医師会も担うということですが、大変厳しい状況なのは間違いないと思います。しかし、市として責任を持つという意味では、これはどうなのかと思いますので、最後に、市長に確認を、私からも提案がありますので、そこで行いたいと思いますので、次の2回目の質問に移ります。

新型コロナの影響を受けて、さまざまな困り事を相談する場所が必要ではないかということです。市民の皆さんから、先ほども言いましたことのほかに、生活、仕事、健康や学校生活などについてもさまざまな声が届いています。「自分の仕事はほとんどなくなり、夫も自宅待機ばかりで補償もない。月給が減った分を手出ししてきたが、もう限界だ。これからどうすればいいのか。」「新型コロナで収入が激減し、二十数年来の鬱状態もあり、障害者年金の手続をと思っても、恥ずかしさが先立って、相談に行けない。」「高齢者を抱え、サロンなどの交流が減り、認知症などが心配だ。」「店が閉店、転職をした。」「パートの時間が月50時間は減った。」「9月に申請をした慰労金が11月末にやっと出た。余りにも遅い。」また、「手続が煩雑、要件が限定されていて申請できない。」こういった市民の皆さんから、経済的にも心身においても、不安な思いが来ています。また、冬に向かい、皆さんも同様にインフルエンザと新型コロナがどうなるだろうと心配ではあると思いますが、市民の皆さん、なおさらのこと、不安が強くなっていくのではないのでしょうか。どこに相談をしていいかわからず、さらに悩みを深めていくことがあってはなりません。新型コロナに関することならば、どんなことでも相談ができますという、市民の不安に応える相談先を設けることが必要だと考えますが、いかがですか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問、相談体制について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口につきましては、現在、所管課であります健康増進課に電話相談窓口を設置し、現在は平日の午前9時から午後5時まで対応しているところでございます。また、人権に関することや生活上の困り事、仕事や経済的な問題など、それぞれの相談内容に応じて対応する関係各課につないでいるところでございます。なお、健康増進課以外の課にご相談をされた場合であっても、その内容により関係各課につなぐ対応をしております。

なお、山鹿市で最初の陽性者が発生をしました令和2年7月26日以降の、一時的

に相談が急増した期間、具体的には7月27日から8月14日までの期間については、土日・祝日及び夜間を含めた相談対応を行ったところであります。今後も市内の感染状況、市民の相談内容を見ながら、必要に応じて相談時間の拡大など、丁寧な対応をしてみたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

答弁をいただきましたように、山鹿市のホームページを検索すれば、相談内容ごとに窓口と電話番号が記載されています。私が先ほど紹介しました、さまざまな声の中のお一人に、新型コロナ対策で自分のところには10万円だけが来たが、税金に消えてしまった。山鹿市では、もう支援はないのか。生活が不安だとの相談がありました。プレミアム商品券第2弾のことを伝えると、申し込み用紙が来ていないとのことで、ちょうど締切直前でしたので、商工会議所に直接問い合わせして、申し込みをしてはどうかとお伝えすることができました。

また、手続が大変複雑で、担当者に尋ねても要領が得ない。困っている市民に答えられるようにしてほしい。どうでしょうか。確かに、先ほどもおっしゃったように、夜間での対応も、新型コロナの感染があったときにはしていただきましたし、対応を一生懸命していただいている、そこはわかります。しかし、今お伝えしたような方たちは、相談につながっているのでしょうか。山鹿市の相談窓口には、どれくらいの相談が寄せられているのでしょうか。

また一方では、相談に行った窓口で、収入が激減していますね。介護保険料の減免対象になるので、国保の減免にもなりますよと、とても親切に対応してもらって、大変うれしかった。市役所がこんな雰囲気だったら、いつでも相談に行けると思ったと、連絡が来ました。その対応を聞いたときは、こちらまで本当にうれしくなりました。

今後も感染状況を見ながら、さらに丁寧な対応をしていくとのことですが、2月から始まった自粛生活から10カ月、限界にきている市民がいます。プレミアム商品券の販売、9日から開始されますが、例年のようなクリスマス商戦や年末年始のにぎわいも自粛となるでしょう。暮らしも、なりわいも、さらに影響を受けることは間違いないと思います。もっと市民の状況に危機感を持つ必要があるのではないのでしょうか。これまで寄せられている相談件数はどれくらいなのか、そして市民のさまざまな暮らしやなりわいの不安に応えられるような相談窓口でしょうか。

私は、3つの提案をします。

1つ目は、山鹿市のホームページのトップに、感染症情報と並べて、相談窓口情報を載せ、お困り事があれば、どんなことでもお尋ねくださいと知らせてください。

2つ目は、相談体制の周知を回覧板や防災行政無線などを使って、さらに広げてください。熊本市の方ですが、減収により、通院を控えて、インシュリン治療を中断し、脳梗塞や視力障害などの合併症を発症した人、病気が悪化して亡くなった方がいました。

3つ目は、医療機関でお金を心配して受診ができない方、治療投薬の中断になっている方がいたら把握し、悪化しないように、ぜひ声かけてください。

この3点について、実施できるかどうかをお答えいただきたいのですが、お願いします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問に、お答えいたします。

まず、相談件数については、全体の数字は把握しておりませんが、相談窓口を延長いたしました7月27日から8月14日までの期間では、128件のご相談を受けております。その後も随時対応させていただいているところでございます。

また、ホームページ上の相談体制の周知につきましては、現在、少しわかりにくい部分があるかと思っておりますので、改善をしてみたいと考えております。

また、受診を控えられたり、相談ができない方、市のほうに積極的にご相談にお出でになれない方につきましては、できる限り地域の民生委員の皆様やさまざまな地域関係者の方々と連携をとりながら、速やかに対応ができる体制をとっていきたいと考えております。

今なお、やはり多くの市民が不安を抱えていらっしゃることは、私どもも承知をしておりますので、できるだけ拾い上げられるような体制に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

大変うれしい答弁をいただきました。

もちろん、市の職員だけではなく、私たち議員も市民と身近なところでつながっているわけですので、私たちも相談に乗り、また市へつなげる、そういった努力も引き続き頑張っていきたいと思います。

では、市長にお尋ねします。山鹿市としての責任で、市民の命と暮らしを守るべきだと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

ただいまの芋生議員の質問に、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今なお、全世界で感染が拡大しておりますが、感染予防のためのワクチンや専門の治療薬は完成していません。このことは多くの市民の皆様の不安を大きくしている要因であり、一刻も早いワクチンや治療薬の完成が望まれるところであります。

現状で、市として行うべきこととして、先ほどの相談や検査体制の確保とともに、市民の皆様に感染拡大地域への移動の自粛やマスクの着用、手洗い等の基本的な感染防止対策、発熱時の速やかなかかりつけ医等への電話相談の徹底等をお願いしておるところでございます。

あわせて、各種経済対策や生活困窮者支援対策など、コロナ禍で生活上の課題を抱えている市民の皆様への支援対策を継続して行っているところでございます。

市といたしましても、今後も市民の命と暮らしを守ることを最優先に、国の動向を注視し、熊本県及び鹿本医師会等の医療機関と連携して、最大限の感染予防対策等をとってまいりたいと考えております。

先ほど議員のほうからも紹介されましたように、職員が非常に市民の方々に寄り添って、本当に的確な対応をしたというお話もございまして、ありがとうございます。全ての職員がそういった気持ちで、この新型コロナ対策だけではなく、全ての業務に市民に寄り添っていくという、そういった思いで頑張りますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

市長が答弁をされましたように、誰もがワクチンの完成を待ちわびています。そ

して、一旦緩んでいましたが、今は自粛やマスク着用の感染対策も日常となっています。発熱トリアージ外来も開設され、検査体制も山鹿の中でもとられています。そして、市民の皆さんは、自分たちでできることはしっかり取り組んでいます、いかにせん、毎日の暮らしがあり、糧を得なければ生きていけない状況です。

市長は、これまでよく市民の皆さんからのお話や要望を聞いてこられました。市民の現状をよく知り、つかんでいच्छることをと思います。暮らしに不安や心配を抱える市民の皆さんの声に応え、最大限の予防対策をとると考えているのであれば、クラスターが発生した経験を忘れることなく、厚生労働省から事務連絡が出ていますが、高齢者施設などへの重点的な検査の徹底を山鹿市が独自に取り組むべきではないでしょうか。高齢者施設の入所者、介護や福祉施設など、人との接触が避けられない事業所の従事者に、公費での定期的な検査、神戸式では3、4カ月に1回の定期的な検査が行われ始めました。こういったことを山鹿市として取り組み、市民に本当に山鹿市は力を尽くして感染予防を進めているんだというところを、ぜひ示していただきたいと思います。その取り組み、実現できないでしょうか。そのことだけ、市長、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

市長にかわりまして、まず私のほうから答弁をさせていただきます。

医療や介護従事者等に対する定期的なPCR検査のご要望でございますが、本市が今後、感染拡大地域となり、リンクのない市中感染者の拡大や、また医療提供体制が逼迫する事態が予想される場合には、熊本県とも協議した上で、必要と思われるハイリスクの方々への検査を行うことは必要だと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

今、佐藤部長にお答えいただきましたことは、これまでと同様の対応だと思います。それ以上の対応が、山鹿市としてできないかということ、市長にぜひ答弁していただきたいと思います。検討できるかどうかで、よろしく申し上げます。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

ただいまの芋生議員の再三にわたってのお尋ね、お気持ちは十分わかりますけれども、山鹿市といたしましては、山鹿市の中で今できることは精一杯やっているつもりでございます。そういった皆さん方の今の芋生議員のお気持ちも受けとめながら、先ほど部長が答弁したところでございますけれども、気持ちはしっかり受けとめますし、またどうあるべきかはしっかりと内部で、さらにまた県等とのしっかりと協議を踏まえながら、あるべき姿を求めていく、そういった思いでございます。

以上です。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

市長に再答弁もお願いしましたし、気持ちを受けとめていただいて、これから検討する、感染状況が鍵を握っているかと思いますが、引き続きのご検討、また市民のために最大の予防策をとるということでお願いしたいと思います。

では、2点目の質問に移ります。

庁舎の利用者、身障者への配慮、相談窓口の工夫です。本庁の玄関付近を通りますと、身体的に不自由になっていらっしゃる方に、さまざまな場面ではらはらすることがあります。広い庁舎を窓口まで移動されて行かれるのも気になってしまいます。市民の方からも、もっと窓口が近いといいのだがとお声もかかっています。この障害とまでいかなくても不自由になる、私たちも高齢に向かって足がもつれたりするようになってきました。誰でもが気軽に窓口まで行って相談できる、ここも大変重要なところだと思います。我が家でも、ちょっと足が不自由になった介護者を一人見るようになりまして、今までは何ともなかった距離が大変長い距離に感じられます。こういったことで、市民の皆さんからもっと身近なところに窓口ができないかという要望であったのです。それが、よくわかるようになりました。もちろん工夫もこれまでされてこられました。さらに、窓口の工夫・改善ができないか、この点について回答をお願いいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員の一般質問、庁舎を利用される障害のある方等への配慮、相談窓口の工



夫について、お答えをいたします。

市の本庁舎におきましては、入り口付近に総合案内の職員を配置しております。庁舎に足の不自由な方など、何らかの支援が必要な方がお越しの際には、総合案内の職員等による声かけを行った上で、近くの席をご案内したり、車椅子でご希望の窓口にお連れするなどの対応をとっております。

さらに、複数の課にまたがる手続の場合には、そこからさらにご利用者に足を運ばせることがないように、各課の担当者がご利用者のいらっしゃる窓口に交代で赴くワンストップサービスに努めているところでございます。

また、手話通訳者を毎週水曜日に配置しており、聴覚障害者の方の各種手続の支援を行う体制もとっているところでございます。

今後も、一人一人のご利用者の状況に応じた配慮を行いながら、障害をお持ちの方が利用しやすい環境づくりという視点で、適宜必要な改善に努めてまいりたいと存じます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

○ 3 番（芋生 よしや君）

近くの席をご案内していただいたり、ワンストップサービスに努めるとのことでした。

私も手続をしたときに、ワンストップサービスをしていただき、本当にありがたかったことを、気持ちよく、心温かく受けさせていただいたところでした。そういった配慮が、先ほども職員の方の対応をお伝えしましたが、そういった対応が市民の皆さんが市役所に頼っていいんだ、私たちの身近な場所なんだということを感じられて、市民の皆さんはさらに自分たちがいろいろやらなければならないことに力が入っていくのではないかと考えています。

しかし、呼びかけられると言いましても、なかなか市民の皆さんからは、自分でやりたいというような意欲、そこもとても大切なことだと思います。ですから、先ほど手話通訳者の窓口ということで、水曜日に配置されていますが、机を一つ置いていただいて、行っていただいているんですけども、いろいろ目に見えない、この方は見た目では判断できないけど、歩くのに支障があったり、さまざまなことを抱えていらっしゃる方もいます。そういった方もやはり気軽に利用できるように、出入り口に近い場所での窓口の設置をぜひ検討していただきたいと思います。検討ができるかどうかだけ、お答えいただけませんかでしょうか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問に、お答えいたします。

庁舎内のレイアウトにつきましては、これまでもさまざまに協議をしながら、各課の配置については検討した上で配置をしているところでございます。今後、配置を検討するに当たっては、やはり市民の利便性、それから全ての方に対しての窓口の使いやすさというものがあると思いますので、それについては今後も検討はいたしますが、ご希望のとおり配置ができるとは限らないというふうにお考えいただきたいと思っております。

その際には、先ほど申し上げましたとおり、やはり人の対応で対応していくということが、まず大事であろうと考えておりますので、動線上の問題で解決できない部分につきましては、職員の対応によって利便性を向上させていきたいというふうに考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

全体の配置、もちろん必要だと思っておりますし、利便性を考えて、これからも配置のところは考えていただければ幸いですので、全てが希望に沿うということにはならないというのはわかっております。ぜひとも、いろんな配慮をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

災害対策についてです。志々岐の上のほうは台地になって、広大な畑が続いています。その中には、以前は水を引き上げて田んぼにしていたというところもあって、そういうことをお聞きしまして、大変驚いた次第です。

きょう取り上げますのは、7月の豪雨の折、山鹿市内も本当に至るところで土砂崩れなどの被害が起きて、本当にまだ爪痕も残されておりますし、どこも一刻も早い復旧が望まれていると感じます。また、関係部署では現状確認やそれらの対処に大変ご苦労されていることと思っております。

しかし、そんな中、志々岐の台地の上に、幾つかの陥没箇所があり、住宅地で被害があり、原因もわからず、またひび割れなどが続いている、不安だと住民の方か

らお聞きし、何度か私も現地を確認しに行き、行政としての対応がぜひ必要だと考えました。

そこで、お尋ねします。台地のほぼ中央に当たる辺り、道路の陥没は早急に対処がしてあります。しかし、対処をされたときに、ここは何の原因でこんなふうになったのか、それから元かんぼの宿があったところの入り口の陥没は、とてもひどい状況で、今なお放置されていまして、すぐ前のお宅では車庫が傾き、家も傾いてきて、大変困っていらっしゃいます。その陥没が続いておりました。それから、まだほかにも陥没箇所がありますので、そういう道路のときの原因がこういうことだったので、判断して、道路ですから、すぐ復旧が必要ですが、そのときの原因はどんなふう判断されたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。古江建設部長。

[建設部長 古江 光弘君 登壇]

○建設部長（古江 光弘君）

芋生議員の一般質問、道路の陥没の原因は何であったのか及び元かんぼの宿入り口の陥没についての見解と対応はどうなっているのかについて、お答えいたします。

本年7月豪雨により、志々岐台地内の市が管理する道路の陥没と思われる被害が3カ所発生しております。被害の原因については、老朽化した舗装面に大量の雨が降ったことによる影響が主な要因と考えているところでございます。

また、元かんぼの宿入り口の陥没は、私有地内での事案でございますので、所有者において対応されるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

なぜ、元かんぼの宿のところまでお尋ねしたかと言いますと、私も何度か現場を確認をしに行ったところで、志々岐台地の上のほうで北側から南側まで、幾つも陥没などがあっているので、志々岐台地の上の地下がどんな状況で、また関連があるのではないかと心配して、どういう状況を原因と思っているのかということでお尋ねしました。

そして、元かんぼの宿入り口付近は、個別ということですが、そこのお家の方も、本当に雨が一雨降るごとに傾き始め、もうドアも開かない、そんな状況ですし、本当に見せていただきましたが、駐車場のところのコンクリートはきれいに打ち直し

たけど、また下がってきているということで、新しく元かんぼの宿をされているリゾート会社とも、何か連絡がとれないような状況ではないかと、お話を聞いてて思いましたので、そういう対処も力を貸していただけたらと思っています。

道路の補修をされたところ、復旧されたところの道路も、私も何度か通るたびに、あれ、さらにひび割れが入っているんじゃないかと、その道路の近くを亀裂が広がっているのではないかとと思っています。それで、この間お尋ねしましたが、工事後にその後どうなっているかというような状況の把握ができているのか。

それから、お家の方、復旧した道路の箇所、3カ所あるとおっしゃったところなんですけれども、その陥没のところは土砂を入れてもらい、砂利を入れてもらい、対応してありますが、その陥没がまだ影響を受けて、家まで、納屋のところまでひび割れが入っているとか、ブロック塀のところも亀裂が広がっているとか、そういうことがあっているそうなんですけれども、それは関連があるというふうには考えていらっしゃらないのでしょうか。お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

芋生議員の一般質問、工事後の状況を把握できているのか、今回の陥没との関連はどうかについて、お答えいたします。

復旧工事を行いました3カ所の状態については、その後も所管課におきまして道路パトロール等を通じ、現場状況を確認するなど、状態について把握しているところでございます。

なお、復旧はアスファルト舗装したところが1カ所、復旧後の状態を経過観察するため、砂利敷のままにしているところが2カ所でございます。そのうち、砂利敷の1カ所について、復旧当初から3センチほど下がっている状況でございますが、車両等の乗り入れによる締め固めのほか、降雨等による自然圧密、洗い流されたものと考えており、今のところ、陥没との関連はないものというふうに思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

古江部長の答弁によりますと、関連はないと考えているとのことでしたが、住民

の皆さんからの要望が届いたのではないかと思います。住民の皆さんの認識はちょっと違って感じます。幾つかの陥没箇所について、道路に関するところは復旧工事が行われていますが、農地については対象にならないということで復旧工事が行われないとこのことも事前に聞いておりました。

先ほどの住民の皆さんとの認識の違いということなんですけれども、住民の皆さんからは、このまま状態がわからない、どういうことが原因なのかわからないまま、埋め戻すだけでいいのかとか、ここに80数年住んでいるが、こんなことが起きたのは初めてだ。ここに住むようになって60年になるが、こんなことは初めてで、これまで聞いたこともなかった。それぞれ別の方です。まだまだひび割れが広がっている。先ほど、道路に関しては締め固めというんですかね、どんどん固まっていった段差ができてきているというような答弁でしたが、そうなってくるとブロック塀のところの隙間が空いていること、それから道路の先にあります納屋のところもちょっとひび割れが来ている。そういう状態は、やはり住民の認識のほうが、関連があるんじゃないかという不安があるのは当たり前のことだと思います。

そして、農地として耕作、そこは泥などは出してもよいと、市のほうから言っていたようになんですけれども、このまま耕作をしても不安だと。その一番大きな陥没の箇所は、本当に円盤が到来してとまったような丸い5メートル半ぐらいある円周のこんな穴が丸く空くんだというような穴が一つ。それから、そのすぐ隣に3メートル半ぐらいの丸い陥没箇所がありました。それから、丸くはないんですけど、底が見えるような状況で住宅のすぐ横の畑に陥没している箇所があって、そのまま埋め戻して、それが収まるかどうかというのが大変不安で、何とか調査とか対処を行ってほしいというのが、住民の皆さんの声です。その点、やはり個人ではできないことだと思います。市長、調査、また対処を行うべきだと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、不安な住民に答えて、調査・対処などを行うべきではないかの質問に、お答えいたします。

令和2年7月豪雨により、市内全域で多くの被害が発生した中、志々岐台地におきましても、道路や農地のほか、宅地内等でも土砂崩れや陥没と思われる被害が発生しております。

お尋ねの志々岐台地の陥没箇所等の調査・対処につきましては、被害連絡後、す

ぐに関係する部署が状況確認を行い、対処しているところでございます。しかし、自然災害の不安を抱えている住民の方も今いらっしゃるであれば、改めて担当部署が関係する住民の方々と一緒に現地の状況把握を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

私が一番最初に市にお尋ねに行ったときには、建設課だったり、農林整備課だったり、それぞれの担当で、その担当の場所のところを確認していたということで、それでは全体的な幾つもあるところの関連性があるのかどうか、そういうところがなかなかつかめないのではないかと思います、ぜひ一緒に、住民の方も含めて、現地の状況把握をしていただきたいということで、担当部署がしますと、今、答弁はいただきました。

住民の方から要望も届いているかと思いますが、次の3点まで実行すべきだと考えております。

1点目は、発生した陥没について、十分な調査を行い、原因を究明すること。

2点目は、地域住民、陥没箇所周辺の方々の安全確保、情報共有を行って、不安の払拭を図る。

3点目は、原因調査の結果を受け、地域住民と連携をとって、対策・対応を行う。

以上の3点、ぜひやっていただいて、不安払拭、またこれからの梅雨に向かっての不安な思いを早めに対応できるように努力していただきたいのですが、今、申しました3点、実施ができるでしょうか。ぜひお答えいただけたらと思います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

芋生議員の一般質問に、お答えいたします。

今、3点ご質問がございましたけども、それはともかく現地をまず、皆さんと一緒にになって、区長さんを初め、皆さんと一緒にになって調査することが、まず大前提だというふうに考えますので、その後の対応については、適宜判断してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

もちろん関係部署で調査をするし、住民とも、もっとお話を聞いていただくということですし、また住民の方々からもこの不安を払拭してほしいということで、調査をしてほしいという要望を出すとおっしゃっておいりましたので、ぜひその声に応じて、調査をよろしく願いいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

午前11時57分 休憩

○

午後1時14分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原 昭三君の発言を許します。北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原 昭三でございます。

早いもので、ことしも約1カ月を残すこととなりました。ことしを振り返りますと、コロナ禍による経済の低迷及びあらゆる分野に影響を及ぼしたと思っております。また、7月豪雨により、多大な被害が発生をいたしました。大変な思いをされた方もいっぱいいらっしゃいます。一日も早い復旧・復興をと思います。

県は、1日、新型コロナウイルスの感染リスクレベルを、レベル3（警報）からレベル4（特別警報）に引き上げられました。10月下旬から運用する基準で、上から2番目に当たる。感染は拡大傾向にあるとして、感染防止策の徹底を呼びかけていると新聞に記載をされておりました。季節柄、十分な注意が必要と痛感をいたしております。この新型コロナの一日も早い収束を願うものでございます。

それでは、発言通告に従いまして、一般質問を一問一答にて、今回、3件いたします。よろしく願いをいたします。

1件目、交通弱者対策について、お聞きをいたします。

私は、平成24年から何度となく、あいのりタクシーの増便や不便地域への導入な

どに対する質問をしてまいりました。平成31年3月定例会にて、あいのりタクシーの利用状況と今後の方向性についてお伺いしております。ことしはコロナ禍により、利用者数は減少傾向にあると思われましても、4便の令和元年度の利用状況はどのようになっておりますでしょうか。

また、当時の答弁では、山鹿チョマツ号については、1日の運行回数を減らしても、運行日数をふやしてほしい方が38.1%、そのほかにも運行日の拡大を要望される方が同じく38.1%と、合わせて運行便の拡充を要望されている方が76%となっており、その後、いろんな精査をしていただいたものと思っておりますが、どのようになっておりますでしょうか。

また、令和2年度第1回山鹿地域公共交通活性化協議会が開催をされ、第3号議案として、あいのりタクシー運行エリア拡大について協議がなされておりますけれども、どのような協議なのか、協議内容についてお伺いをいたします。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

**○市民部長（梅崎 康二君）**

北原議員の一般質問、交通弱者対策としてのあいのりタクシーの利用地域拡大についての1点目、利用状況について、お答えをいたします。

令和元年度の延べ利用者数は、山鹿チョマツ号3939人、鹿北たけんこ号4910人、菊鹿あんず号1万3068人、鹿央キンカン号4736人、合計の2万6653人となっております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ利用者数は減少しているところでございます。

続きまして、2点目、運行日数の拡充についてお答えをいたします。

現在、あいのりタクシーは、路線バスの運行状況や市街地までの距離などを勘案し、区域や地域ごとに運行日数を6日または2日で設定しているところでございます。これを平成30年度に策定いたしました山鹿市地域公共交通網形成計画において、利用者の利便性の向上を図るため、運行内容を見直すこととしており、計画期間である5年間の中で、運行日数の見直しなど、できるものから利用者のニーズに対応した効率的で効果的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、山鹿市地域公共交通活性化協議会における協議内容についてお答えをいたします。

本年5月に路線バス事業者から、乗務員不足への対応と利用者の減少に伴う運行の効率化を図るため、玉名線及び三玉線におけるバス路線の見直しの提案がございました。そこで、関係する市町との協議や乗降調査を実施し、運行地域の地区長等



の意見を伺った上で、本年9月の協議会においてお諮りをしたところでございます。結果、玉名線3系統につきましては、下津原経由を廃止し、東郷経由と米野岳経由は便数を見直しての存続、三玉線につきましては廃止することとなりました。また、廃止に伴い発生する交通空白地域には、あいのりタクシーを導入することをご承認いただいたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

先ほど答弁の中で、計画期間である5年間の中で、運行日数の見直しなど、できるものから利用者のニーズに対応した、効率的で効果的な見直しをしないと前に進まないと思います。

それでは、2回目の質問、1点目はバス停から500メートル以内の利用制限の緩和について、2点目は自動車運転免許証返納者への対応について、3点目は高齢者の買い物など、移動支援についてお聞きをいたします。

1点目、市民の方の声より、500メートル以内の場所に住んでおられる高齢者より、足が痛くてバス停まで歩けない。無理して歩いて行ったら転んでしまったので、家に戻り高いタクシーに乗って市内の病院に行った。帰りは買い物をして、荷物を抱えて家まで帰れないので、タクシーで帰った。前にも申しましたが、こういった分でタクシー代及び買い物、病院等で約1万円がかかった。年金暮らしの生活には大変生活が厳しいということでございます。500メートルよりちょっと遠いところに住んでおられる方は、あいのりタクシーに家まで来てもらって、家まで送ってもらい、余りにも不公平と思うとの市民の声、本音ですと言われました。この500メートル以内の利用制限緩和について、市としての見解をお伺いをいたします。

2点目、この件も以前質問をいたしておりましたけども、その後、自動車運転免許証返納に対する特典は何か進んだでしょうか。

3点目、今後の高齢化社会を考えた場合、買い物代行サービス事業開始など、移動支援についての何か対策が必要と考えます。市としての取り組みについて何かありましたら、お伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

北原議員の2回目のご質問について、お答えをいたします。

ご質問の1点目、バス停から500メートル以内の利用制限の緩和について、お答えをいたします。

本市を含め、多くの自治体であいのりタクシーの利用について、バス停から一定の距離での利用制限を設けております。このことは、路線バスの多くが、自治体と周辺自治体とを結ぶ運行をしており、広域的な生活圏を維持・確保するためには、路線バスとの競合を避けることが必要とされているためでございます。

ご質問の2点目、免許証返納者への対策についてお答えをいたします。

年々増加傾向にある免許証返納者への対策につきましては、支援の方法等について、関係部署との協議を続けているところでございます。先ほどご答弁申し上げましたとおり、免許証返納者への支援も含め、公共交通網形成計画期間の中で、関係部署と十分に協議を進めながら、本市の特性や地域の実情に応じた公共交通ネットワークの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。現在もあいのりタクシーにつきましては、エリアごとに異なる6日、2日の運行日数の統一や500メートルの利用制限の緩和などについて、熊本運輸支局と協議を重ねているところでございます。

続きまして3点目、高齢者の買い物など、移動支援対策についてお答えをいたします。

高齢者など、路線バスやあいのりタクシーを利用できない方への支援は重要であると考えております。現在、65歳以上の高齢者で対象となる要件を満たしていれば、タクシー利用の助成、配食サービスや買い物などの生活サポートなど、各種福祉サービスを充実しているところでございます。また、本年度、鹿央地域を対象に買い物環境に関するアンケート調査を実施し、結果の分析も予定しているところでございます。高齢化が加速する中で、市民が安心して日常生活を送ることができるように、網形成計画期間の中で重点的に関係部署との情報共有と課題解決に向けた連携を強化してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

路線バスとの競合を避けることは必要でございますけども、エリアごとに異なる運行日数の統一や500メートル以内の利用制限の緩和につきましては、熊本運輸支局と協議されているとのことでしたので、これはやはり早急には実施しないと、高齢

化社会には間に合わないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

3回目は、中嶋市長にお聞きをいたします。

バス停から500メートル以内で、あいのりタクシーが利用できない方、バス停まで歩くことができない、またバスへの乗降がきついなど、さまざまな声をお聞きいたします。500メートル以内であっても、移動支援策として、例えば80歳以上の方はあいのりタクシーの利用可能など、早急に検討するのが高齢者にやさしいまちと思いますが、中嶋市長の考えをお伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

ただいまの北原議員の3回目のご質問に、お答えいたします。

市民部長が答弁いたしましたとおり、高齢者など交通弱者への移動手段の確保は重要課題の一つであり、外出機会をふやすことは介護予防や健康増進にも大きく寄与するものでございます。

今後、高齢化が進む中で、あいのりタクシーを含めた公共交通は地域の暮らしを支え、活力を維持する上で、重要な役割を担っております。

引き続き、市民、事業者、交通専門家等が参画する山鹿市地域公共交通活性化協議会などの場において、高齢者や免許証返納者など、交通弱者と言われている方々への支援につきまして、総合的な観点から協議を進めてまいります。

また、議員ご提案の80歳以上の方への対策につきましても、関係部署において、スピーディーに検討すべきであると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

答弁のとおり、関係部署においてスピーディーに検討すべきと、私も思います。よろしく願いをいたしておきます。

2件目、行政手続について、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しなどについてお聞きをいたします。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野 太郎行政改革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5000の行政手続のうち、99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5000手続のうち、各省庁が押印を

存続の方向で検討したいと回答したのは、わずか1%未満の計111種類とのことであります。さらに、政府与党は、確定申告などの税務手続におきましても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。このように、行政手続文書だけではなく、税にかかわるほかの書類でも押印廃止の流れが加速化をしております。

これらを踏まえ、国において行政改革担当大臣が推し進めている、この押印廃止について、言われるとおりの約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、我が市の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

北原議員のご質問、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しなどについて、お答えいたします。

押印は、我が国において、書面の真正性や本人確認の手段として、従前より慣習化されてきたものでありますが、近年、社会情勢等の変化により、さらにはコロナ禍において、いわゆる認め印による押印文化といったものに対する認識に変化が生じてきております。

国においては、本年7月に行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについてにより、その方向性が示され、11月には各省庁において具体的な取り組み方針が定められております。このことから、今後、法制化に向けての作業が進められていくものと承知いたしております。

本市におきましても、行政手続上、各種申請等の書面において押印を求めることとしているものが、例規において現在260件程度ございます。今後、住民サービス向上の一環として、先ほど申し上げました押印に関する認識の変化、また国の動向等も踏まえまして、見直しが求められるもの、そして可能なものにつきましては、押印や書面主義といった慣行を恒常的に見直し、各種行政手続における簡素化に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

この押印廃止と書面主義の見直しにつきましては、国の動きを見ながら察知して、何よりも住民サービスの向上に向けて、早急な洗い出しと対応を期待いたします。

行政手続のオンライン化についてお聞きをいたします。

9月に発足した国の目玉政策の一つが、言うまでもなく、行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設を伴う本格的なデジタルトランスフォーメーションへの転換です。新型コロナ禍で予定した行政手続の遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに各自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなど、給付が立ちおくれる一因となったことは記憶に新しいところでございます。

我が市におきましても、国に歩調を合わせて行政手続のオンライン化の推進と、今後、デジタルトランスフォーメーションに取り組むことは当然として、大事なことは今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきだと主張いたします。行政手続のオンライン化に関する山鹿市の取り組み状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

2点目のご質問、行政手続のオンライン化に関する山鹿市の取り組み状況と今後の計画について、お答えいたします。

山鹿市におきましては、現在、国のポータルサイトであるマイナポータルと、県内全市町村共同によるポータルサイトであるよろず申請本舗などを利用して、公文書開示請求などの手続をオンライン化により可能とするよう整備をしているほか、コロナ禍における感染リスクの軽減及び納付環境の充実を図るため、市税・国民健康保険税のオンライン化による納付を可能とするよう、キャッシュレス決済導入事業を進めているところであります。

今後につきましては、政府において社会全体のデジタル化の推進を図るため、2021年9月をめどに、デジタル庁の創設が予定されております。このことから、今後、国から示される指針を踏まえつつ、オンライン手続に必要な技術的環境の整備や住民の利用環境の普及状況も踏まえた上で、より効果が高く、住民サービスの向上につながるものを見きわめて、適宜導入を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

答弁いただきましたように、住民サービスの向上につながるものを見きわめて、適宜導入を進めていただきたいというふうに思います。

3件目、視覚障害者の日常生活用具給付等事業について、暗所視支援眼鏡の追加についてお聞きをいたしたいと思います。

福祉用具には、厚生労働省で認定し、全国一律で購入者への補助金が支給される補装具と、地方自治体で独自に補助金の支給を定める日常生活用具の2種類があります。皆さんは網膜色素変性症という目の病気をご存じでしょうか。人口当たり4000人から8000人に1人の割合で患者の方がおられると推定をされております。

それでは、質問をいたします。網膜色素変性症の特徴的な症状についてお伺いをいたします。

次に、山鹿市で網膜色素変性症の方は何名くらいおられますか。お伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員のご質問、網膜色素変性症について、お答えをいたします。

網膜色素変性症は、国が指定する難病の一つです。目の内側にある網膜という部分に異常を来す遺伝性、進行性の病気でございます。

症状としまして、網膜の中の視細胞の障害により、暗い所での見え方が悪くなったり、視野が狭くなったりいたします。さらには、色覚障害、明暗の余りない印刷物が読みづらい、日常の明るさがまぶしく感じる、視野全体が白っぽく感じるなどの症状がございます。なお、これらの症状やその進行の速さには個人差があると言われております。

本市におきまして、網膜色素変性症を起因とした身体障害者手帳をお持ちの方は、現在61名で、年齢は19歳から97歳の方までいらっしゃる状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

答弁の中で、若い人から高齢の方まで、山鹿市には思ったより多くの方がいらっしやることがわかりました。

症状の進行の速さには個人差が見られるとの答弁でした。対象者の方は大変なご苦勞をされていると思った次第でございますし、実際、大変なご苦勞をされております。

それでは、2回目、暗所視支援眼鏡の追加について、お聞きをいたします。

昨年、九州大学と民間企業、日本網膜色素変性症協会との共同研究によりまして、暗所視支援眼鏡という商品が開発をされました。この暗所視支援眼鏡は、小型カメラで捉えた映像を明るい状態で、使用者の目の前のディスプレイに投影する仕組みとなっております。夜盲症の方を補助するための眼鏡の機器です。対象用具に認められれば、患者さんの経済的負担は大きく軽減をされます。

この給付事業の実施主体は市町村でありますけれども、日常生活支援事業費等補助事業の一つであり、負担割合は国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつとなっております。個人負担を軽減するため、山鹿市として暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付等事業に追加することに対しての見解をお伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員のご質問、暗所視支援眼鏡の補助対象品目の追加について、お答えいたします。

暗所視支援眼鏡は、議員が申されたとおり、平成30年4月に製品化されたもので、小型カメラで捉えた映像を、暗いところでは物が明るく見えるように、明る過ぎるところでは光を遮る機能や視野を広げる補助機能によって、使用者に見やすい視界を提供する眼鏡型の機器でございます。

暗所視支援眼鏡の購入補助につきましては、現在、県内では唯一、天草市が昨年4月から日常生活用具給付等事業の対象品目として補助を行っています。

本市では、現在、暗所視支援眼鏡を補助対象の品目とはしておりませんが、有効性やその必要性、また他市の動向も確認しながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

暗所視支援眼鏡につきましては、先ほど説明がありましたように、暗いところでは明るく物が見えるようになり、光が強い場所では光を遮る機能や視野を広げる機能があります。網膜色素変性症の方には明るいニュースであり、必要性は絶対にあると思います。

先ほどの答弁でございましたとおり、天草市が昨年4月から、日常生活用具給付等事業の対象品目となっており、今現在、県内他市の一部におきましても、この検討を始められた市があると、私も聞いておるところでございます。補助対象の品目となりますよう、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

○

散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時46分 散会

~~~~~


1 2 月 3 日 (木曜日)

令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年12月3日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

発言通告

1. 勢田 昭一

一般質問

（1）市民の安心安全・職員の健康を「まもる」視点

①インフルエンザの予防接種の状況と対策

②新型コロナウイルス感染症第3波への対策

③感染症対策や7月豪雨の調査・復旧のため、職員の勤務実態と対応

（2）山鹿市総合計画や生産物を「つなぐ」視点

①合併後16年のまちづくり（総合計画の検証）の現状

②菊鹿ワイン用葡萄における生産者の現状及び栽培面積の推移並びに生産体制につなげる施策

（3）本市のスポーツ推進を「創り出す」視点

①令和元年・2年次におけるスポーツで活躍した団体・選手と種目

②スポーツ基本法による「山鹿市スポーツ推進計画」策定の進捗状況

③令和3年度中に策定完了は可能なのか

2. 立山 大二郎

一般質問

（1）令和4年度からの資源ごみの処理について

（2）子育てワンストップサービスの対応状況について

（3）地域と学校の連携・協働について

3. 永田 紘二

一般質問

（1）バイオマスセンターの現状と今後について

（2）イノシシの捕獲体制の充実について

（3）学校規模適正化事業について

①八幡小・平小城小・三岳小の統合へ向けた経過

②今後の方向性

4. 有働 辰喜

一般質問

(1) 改正健康増進法について

(2) 土地改良区への対応について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1番	立山	大二朗	君
2番	小川	榮二	君
3番	芋生	よしや	君
4番	勢田	昭一	君
5番	有働	辰喜	君
6番	服部	香代	君
7番	富田	弘海	君
8番	永田	健	君
9番	富丸	洋一郎	君
11番	北原	昭三	君
12番	芹川	正美	君
13番	藤原	豊	君
14番	平井	邦廣	君
15番	吉本	政幸	君
16番	池田	誠一	君
17番	堀	茂幸	君
18番	永田	紘二	君
19番	横手	啓介	君
20番	寺崎	勇児	君

○

説明のため出席した者

市	長	中嶋	憲正	君
副	市長	池田	永実	君
教	育長	堀田	浩一郎	君

総務部長	木下実君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
経済部首席審議員	大林秀樹君
建設部長	古江光拓君
教育部長	瀬口慎哉君
消防本部消防長	中原茂昭君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	徳永謙吾君
経済部次長	石井耕一郎君
建設部次長	松尾正都君
水道局長	池田淳志君
教育部首席教育審議員	若杉幸生君
総務課長	永田健一君
財務課長	迎田祐樹君
環境課長	森賢治君
福祉援護課長	原幸徳君
健康増進課長	徳丸和孝君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分 開議

○

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 質疑・一般質問

○議長（永田 健君）

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。勢田 昭一君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

皆さん、おはようございます。

4番議員の勢田 昭一です。

発言通告に従い、一般質問をいたします。

一昨日、2020年ユーキャン新語・流行語大賞が発表されました。年間大賞には新型コロナウイルス感染症として避けるべき行動、密閉・密集・密接を表した言葉「3密」が輝きました。ことしの新語・流行語の大賞は3密ですが、我が国を取り巻く環境、私はそれを3つの危機「3危機」と感じております。その1つ目の危機が人口減少、2つ目が異常気象、3つ目が新型コロナウイルス感染症です。それぞれの人口減は少子高齢化、異常気象は自然災害の増加・甚大化、新型コロナウイルス感染症は野生動物との接触化をあらわしています。日本国内は何回も述べますように1741自治体があります。この大部分の自治体が直面している課題であることは間違いありません。これらの3つの危機は、本市山鹿でも同様の課題です。これらの課題、危機管理を見通し、市政を計画的に展開する必要があると考えます。

そこで、今回は3つの視点で質問させていただきます。

1点目は市民の安心安全、職員の健康を「まもる」視点、2点目は山鹿市総合計画や生産物を「つなぐ」視点、3点目は本市のスポーツ推進を「創り出す」視点です。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

1回目の質問に移ります。

11月の中旬、知人からインフルエンザの予防接種を市内の病院に予約したが、ワクチンが不足しているので、しばらくお待ちくださいとの回答だったという連絡をもらいました。また、新型コロナウイルス感染症は、11月27日現在、県内ではことしの2月21日に初確認以来、9カ月余りで1000人を超えました。その感染者数は熊本市の513人をトップに、次に玉名市86人、長洲町76人、そして4番目に山鹿市53

人の順になっております。

そこで、1回目の質問です。インフルエンザの予防接種の状況と対策、並びに新型コロナウイルス感染症の第3波への対策について伺います。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

勢田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目のインフルエンザの予防接種の状況と対策につきまして、お答えいたします。

本市が実施しておりますインフルエンザ予防接種につきましては、本年も例年どおり、10月から12月まで、委託している各医療機関での個別接種により実施しております。

本年のインフルエンザ予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染症との同時流行による市民や医療現場の混乱が懸念されましたので、従来の65歳以上の高齢者の定期接種及び本市独自の生後6カ月から18歳以下の子供の任意接種助成に追加をいたしまして、本年限りの措置として19歳から64歳までの方の任意接種費用助成を実施しております。

なお、接種の状況につきましては、10月、1カ月間の実績として、65歳以上の高齢者が9060名、6カ月から18歳以下の子供が2055名、19歳から64歳までの方が2986名、合わせて1万4101名の方が接種をされております。昨年度と比較をしますと、昨年10月から12月までの3カ月間の実績の合計が1万4733名でございましたので、最初の1カ月間で昨年の全体の実績に近い数字となっております。あと残り2カ月の実施分を勘案いたしますと、ことしは相当の数の接種が見込まれるところでございます。

そこで、インフルエンザワクチンの過不足状況についてでございますが、ワクチンは各医療機関がそれぞれ専門業者に発注、入手することとなっておりますので、市からは市内各医療機関へ個別に聞き取りを行っております。医療機関により状況は異なりますが、回答としましては、予約の方や、かかりつけの患者分のワクチンは確保ができていますとか、12月中旬ぐらいまでは希望される方の接種はできると思うなどの回答が多くありました。ある程度の確保はされているようでございます。ただ、中には今後ワクチンが不足する可能性があるため、新たな問い合わせはお断りしていると回答される場所もございました。各医療機関に共通しておっしゃっていたのが、今後の確実なワクチンの入手数の見込みは立てられないとのご意見

でございました。

厚生労働省によりますと、統計のある平成8年度以降、インフルエンザワクチンの使用量が最大だった昨年と比較して、ことしは約18%増の供給量となっており、全国民の6割の人数分に相当するワクチンを確保しているとのこと。現時点では、本市の高齢者等の必要な方の接種分は足りるものと見込んでおりますが、これからの接種状況によりましては、最後まで安定した供給ができるかどうかは予測できない状況でございます。

今後は、接種を希望される市民の皆様に対して、早めの医療機関へのご相談を呼びかけるとともに、医療現場の状況を把握しながら、国や県と協議をし、ワクチン不足による未接種者が極力発生しないよう努めてまいりたいと思います。

続きまして、2点目の新型コロナウイルス感染症第3波への対策について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症発生当初から、国内でもPCR検査体制整備のおくれが問題視され、段階的に全国の検査体制整備が図れる中で、熊本県におきましても県医師会等と連携した体制整備が進められてきております。現在では、山鹿管内におきましても、県が指定をする17の診療・検査医療機関でPCR検査が可能となっております。

さらに、山鹿市独自の取り組みであります発熱トリアージ外来につきましては、鹿本医師会と山鹿市民医療センターのご協力のもとで、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症、両方の検査ができる体制をとっているところでございます。

また、陽性者が確認された場合には、これまでのように保健所の疫学調査による濃厚接触者や接触確認アプリ(COCoA)確認者の追跡調査等は引き続き実施をされており、入院が必要な方は、その重症度により、県が入院または宿泊施設療養等の調整をすることとなっております。

今後、多数の陽性者が確認され、入院先が逼迫する状況も想定されますが、県や医師会と協力をし、市内における病床確保や医療提供体制の維持に努めてまいります。

今後も日々変化する感染状況を的確に把握し、引き続き、市民の皆様への情報提供、啓発を行いながら、国・県・医療機関等と協力をして、感染予防・拡大防止に全力を尽くしてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4 番 勢田 昭一君 登壇]

○ 4 番 (勢田 昭一君)

答弁をいただき、安心をいたしました。インフルエンザの予防接種の具体的な数値まで上げていただき、感謝いたします。

福祉部長が言われたように、インフルエンザと新型コロナウイルス、両方の感染症、あるいは風邪等の予防対策として、大変ご苦労も多いかと存じます。人類がこれまで経験したことのない感染症と闘っているのです。そのご苦労は大変だと存じますが、市民の命、安心安全を守ることを基本に、今後とも万全の対策をお願いをいたします。

2 回目の質問に移ります。

次は、職員の健康についてです。ご案内のとおり、ことしの 2 月以降、新型コロナウイルス感染症への対応や 7 月豪雨の調査・復旧のため、多くの職員が超過勤務の実態があることを心配しております。

そこで質問です。新型コロナウイルス感染症対策や 7 月豪雨の調査・復旧のため、職員、学校現場、医療現場、本庁現場、出先現場の勤務実態とその対応を伺います。

○ 議長 (永田 健君)

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○ 総務部長 (木下 実君)

ご質問の感染症対策や 7 月豪雨の調査・復旧に係る職員の勤務実態及び対応について、お答えいたします。

自然災害発生後は、まず災害状況の調査や確認を即時行うため、業務量が大きく増加いたします。その後、災害の規模や件数において異なりますが、復旧作業の過程において、再び業務量が増加することから、さらに一定程度の時間外勤務が生じることになります。また、本年 7 月豪雨におきましては、指定避難所に加え、臨時の指定避難所を追加開設し、その運営が 3 日間にわたったこともあり、職員の業務量の増加を招く要因となりました。

次に、医療現場におきましては、新型コロナウイルス感染者の受け入れ等に際して、市民医療センターにおいて、通常のシフトでは対応困難な事態が生じたことから、勤務の延長が生じた次第であります。

なお、学校現場におきましては、感染症対策、豪雨対応に係る実績はございません。

なお、本事案に係る職員の勤務実態につきましては、市民医療センターでは延べ 104 人で 981 時間、本庁職員では延べ 1351 人で 8546 時間の時間外勤務が生じておりま

す。

いずれの場合におきましても、時間外勤務命令を発する際には、災害等発生時のもとより、通常業務におきましても、所属長の判断において、職員の健康保持、業務負担の平準化等を図りながら、市民サービスの向上に努めております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

答弁の中で、具体的な数値も上げていただきました。特に、医療現場のほうでは104人が981時間の超過勤務であったということになります。それから、本庁職員等も含めて、避難所が新たに設けられた部分も含めて、大体8時間ぐらいの超過勤務ということがわかりました。

このように、緊急事態のときに往々にして担当部署や担当者だけに仕事が多く集中することをよく聞きます。職員が孤立化しないように十分配慮し、管理職の気配り、職員同士の協力を切にお願いをいたします。職員の健康がやはり市民の命、安心安全を守るための第一歩であります。そのことをお願いしておきます。

次の質問は、山鹿市総合計画や生産物を「つなぐ」視点で行います。

3回目の質問に移ります。

1市4町で合併し新山鹿市となり、16年が経過しました。ただ経過したばかりでなく、そこには新山鹿市のまちづくり計画があるはずです。

そこで質問です。山鹿市総合計画の検証はなされているのか、その現状を伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

ご質問の合併から16年のまちづくり（総合計画の検証）の現状について、お答えいたします。

合併後の施策推進に当たりましては、新市の基本方針を定めた新市建設計画及びその後策定いたしました山鹿市総合計画を基調に、まちづくり、各施策・事業を進めてまいりました。

具体例としましては、社会インフラの整備としまして、市庁舎、環境センター、市民医療センターの整備など、また経済振興としまして、さくら湯の再建、菊鹿ワ

イナリー、山鹿シルクのオープンなど、そして地域交通の充実、あいのりタクシーの導入、子育て支援としまして、子ども医療費助成拡充、教育環境の充実としましては、複式学級の解消、タブレット導入など、さまざまな分野で住民サービスの向上に努めてきたところでございます。一方では、行財政改革にもしっかりと取り組み、財政基盤の強化を図ってまいりました。

その中で、総合計画はまちづくりの基本方針を示すとともに、各種計画の最上位計画として策定するものであります。本年は、第2次山鹿市総合計画（10年）における前期基本計画（5年）の最終年度でございます。このことから、次の後期基本計画の策定に向けて市民アンケートの実施ほか、合併後16年間の軌跡を踏まえて、現在、数値的、または満足度などを指標としまして、検証、分析作業を進めているところでございます。これらの検証結果を、次の総合計画後期基本計画（5年）の策定につなげてまいります。

そして、また本市の人口減少・高齢化は、加速度的に進行しております。これからの施策の展開に大きな影響を与えることは必至であると考えております。そして、本年から合併に係る国の財政支援が終了しましたことから、今後一層厳しい財政運営を強いられることも事実でございます。これらのことから、将来予測をしっかりと踏まえ、一定程度、10年程度先を見据えた施策のあり方、また見直しが当然必要になってくるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4 番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

山鹿市総合計画ということで、僕はこんなぐあいに出しておりますけども、非常によくまとめられておるかと思えます。その中で一番僕が心配したのは、10年間の計画もございますが、その年度年度できちんとした検証が行われているかということが一番心配しておりました。今、総務部長の答弁にもありましたように、検証は必ず行っていると答弁をいただき、安心をいたしました。

今、高校の教育でも、課題研究という教科があります。それは一つの事業、イベントをする場合に、企画、計画、実践、結果、評価、課題をまとめる学習法です。これらの学習法は、若い職員は高校時代に学んでおります。ぜひこれまでの検証を踏まえ、よりよい山鹿市を目指してご尽力をいただきますようお願いいたします。

中嶋市長は、この基本計画の基本を、いろんな思いがあってつくられたと思っております。市長としてのリーダーシップのもと、新山鹿市の道筋を立てられたこと

だと存じます。これまでの中嶋市長のご尽力に敬意を表し、感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

では、4回目の質問に移ります。

先ほど答弁がありましたように、経済振興の中で、菊鹿ワイナリーについて伺います。

ご案内のとおり、熊日新聞山鹿支局が11月末に紙面で5回にわたり、「菊鹿ワイン 神の雫」と題して連載されました。その内容を興味深く拝読した次第です。その記事の中に、いろいろな問題点について記載がありましたが、実際に行政が把握していることについてお尋ねします。

そこで質問です。菊鹿ワイン用ブドウにおける生産者の現状及び栽培面積の推移、並びに生産体制につながる施策を伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

勢田議員のご質問にお答えいたします。

まず、菊鹿ワイン用ブドウにおける生産者の推移につきましては、平成10年度の栽培開始当初は4名でございましたが、その後、平成23年度までの14年間で12名となり、さらに増反計画の推進を開始いたしました平成24年度以降、徐々に増加し、現在は31名でございます。

また、平均年齢につきましては、栽培開始の平成10年度、当時57.3歳であったものが、現在は63.2歳となっております。途中、若手農業者の加入もございましたが、現状として高齢化が進んでおり、後継者不足などによる営農継続が課題となっております。

次に、栽培面積の推移につきましては、平成10年度から平成23年度までは2.4ヘクタールで推移し、増反計画開始の平成24年度から平成27年度の4年間で6.8ヘクタール増加いたしました。さらに、平成30年度には熊本ワインファームが自社農園として1.5ヘクタールを整備されましたので、現在は10.7ヘクタールでございます。

次に、生産体制強化につなげる推進としましては、技術の向上と安定的な収量の確保を目的に、平成26年度からワイン用ブドウ栽培の専門家を招聘しての、年8回の現地での栽培指導やマルチ、防鳥ネットの資材補助を行っております。

また、現在、菊鹿町葡萄生産振興会におきましては、会員を対象に実施されました生産体制強化に向けたアンケート結果に基づき、ブドウ生産の労力軽減と品質向

上の両面を見据え、手間のかかる作業や高度な作業の共同化の検討を行うとともに、後継者対策としての新規参入者の受け入れや法人化に向けた研修の実施なども検討されております。

菊鹿町葡萄生産振興会と熊本ワインにおかれましては、これまでの役割分担的な生産体制から、相互に協力しての生産体制の構築を目指し、積極的な課題解決に努められておりますので、市といたしましても両者としっかりと連携しながら、生産体制の強化を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

今の答弁にもありましたように、先人たちの志、苦勞と努力があったからこそ、この菊鹿ワインがあることがわかりました。私たちは、この先人たちの成功を、この山鹿市から絶やすことなく、つなぐ使命感があります。

そこで、本市にある農業高校との連携をお願いしたいと思います。栽培技術のノウハウやワイン製造法などを学ぶ、伝授することが最も必要だと考えます。例えば、その学校にワイン学科を新設することです。そのことにより、全国からワインに興味のある生徒や若者を募集し、生産者の確保、生産量の増加につなげることが可能になります。やはり後継者として残るためには、若いときに経験を積んだことが、その一番の価値だと考えます。どうかこの菊鹿ワインが永遠につながることを期待し、この質問を終わり、次の質問に移ります。

次は、本市のスポーツ推進計画を「創り出す」視点で伺います。

昨日の富田 弘海議員の一般質問でもありましたように、スポーツはいろいろな面ですごい波及効果を生みます。ご案内のように、熊本県中学校駅伝大会では男女すばらしい成績をおさめております。

そこで、5回目の質問です。令和元年、令和2年次におけるスポーツで活躍した団体、選手、種目を伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

勢田議員の一般質問、令和元年、令和2年次におけるスポーツで活躍した団体、選手、種目について、お答えいたします。

令和元年度は、小中学生合わせて30名が、ハンドボール、野球、サッカー、陸上競技、空手道の5種目で全国大会に出場しており、特に男女ともに山鹿中学校が九州大会を制した駅伝では、女子が全国大会で5位入賞の快挙を成し遂げています。ちなみに、熊日郡市対抗女子駅伝では、山鹿市チームが強豪熊本市に競り勝ち、初優勝しております。

また、一般では、ボウリング、グラウンドゴルフ、ソフトテニス、卓球、太極拳、剣道、駅伝の7種目で全国大会に30名が出場しており、中でもボウリング競技の今井 双葉選手は、アメリカラスベガスで開催された世界選手権大会に、熊本で開催された女子ハンドボール世界選手権大会には、オムロンハンドボールチームから永田、勝連、宮川、石井の4選手が出場しております。

令和2年度は、新型コロナウイルスによる大会の中止が続く中、山鹿中学校駅伝部の石川 美沙希選手が陸上の全国大会1500メートルに出場し4位という、前年の駅伝同様の快挙を果たし、熊本県中学校駅伝大会で鹿本中学校男子が2位、山鹿中学校女子が2連覇、12月5日に熊本市で開催される九州大会に出場いたします。

このように、幅広い世代の選手たちがさまざまな種目で、県大会から全国大会、世界大会といった大きな舞台で活躍しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

本当に素晴らしい成績に感動いたしております。このように、素晴らしい選手を今後、地元で育てられることを希望いたします。

そこで、6回目の質問をいたします。

私は、これまでの一般質問で2回お尋ねをしておりますが、再度、質問させていただきます。スポーツ基本法による山鹿市スポーツ推進計画の策定状況と令和3年度中の策定は可能か伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問のスポーツ基本法による山鹿市スポーツ推進計画策定の進捗状況と策定完了の時期について、お答えいたします。

昨年、山鹿市でも開催された女子ハンドボール世界選手権大会や来年に持ち越さ

れた東京オリンピック・パラリンピックなどの影響により、スポーツに対する関心の高まりが今後予想されるとともに、その果たす役割も、競技成績を残すことのみならず、生涯スポーツの分野へと広がっていくと考えられます。

このような状況の中、今後10年間の山鹿市におけるスポーツ振興の基本的方向性を総合的かつ体系的に定める山鹿市スポーツ推進計画の策定に、本年度から着手したところでございます。

計画の策定に当たって、市民のスポーツ、運動に関する現状や関心度を把握するため、住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上1000人に対し、スポーツや運動を行う頻度、山鹿市のスポーツ推進や施設に関するアンケート調査を現在行っております。

調査結果は、来年1月末までに集計・分析を行い、現状をしっかりと把握した上で、計画の体系を整理するとともに、今年度から来年度にかけて計画策定委員会を複数回開き、関係団体等のご意見を尊重しながら、検討を重ね、令和3年度中に計画の策定を完了することとしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

今述べられましたように、令和3年度中の策定に向け、いろいろな分野で取り組んでおられることがわかり、安心をいたしました。先ほども、これまでのスポーツ大会で全国大会への参加もあります。そういった意味でも、このスポーツ推進計画が重要になってくるかと思えます。スポーツ競技の大会は、多くの選手、指導者、保護者がたくさん集います。地元への経済振興にもつながると考えます。その点、策定のほう、よろしく願いしておきます。

今回の質問は、市民の安心安全・職員の健康を「まもる」視点、山鹿市総合計画や生産物を「つなぐ」視点、そして本市のスポーツ推進を「創り出す」視点で行いました。本市にも前段で述べましたように、3つの危機、人口減少、異常気象、新型ウイルス感染症が迫っています。それらを乗り越えていくには、市民目線、行政目線で論議を重ね、それを総合計画として立案し、実行して、必ず検証を繰り返すことです。この山鹿市がすばらしい自治体として市民とともに作り上げることを願い、私の14回目の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山 大二朗君の発言を許します。立山君。

[1 番 立山 大二朗君 登壇]

○ 1 番 (立山 大二朗君)

皆様、おはようございます。

議席番号 1 番の立山 大二朗です。

発言通告により、本日は 3 項目について一般質問をします。それぞれ一問一答にてお願いします。

まず 1 点目の質問として、令和 4 年度からの資源ごみの処理について伺います。

まずもって、山鹿植木広域行政事務組合、リサイクルプラザの使用期限が令和 3 年度となっております。そこで、令和 4 年度からの対応として、本年、令和 2 年 3 月定例会の市民福祉委員会にて、執行部から、山鹿市で中継施設を建設し、資源ごみを一時保管する。その後の中間処理は民間に委託する。中継施設建設地は環境センター隣接地を想定との答弁がっております。そこで、持続的な資源ごみの処理について、前出の事項について進捗状況を伺います。

その上で、疑問点としては、なぜ中継施設を建設するのかというところがあります。トータルコストを考慮した上で、民間に全て委託する手法も考えられるものと存じますが、その点に関してどのように考えられているのか。中継施設を建設される場合、設備関係はどのようになるのか、以上について一括にて伺います。

○ 議長 (永田 健君)

これより執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○ 市民部長 (梅崎 康二君)

立山議員の一般質問、リサイクルプラザ廃止後の令和 4 年度からの資源ごみの収集、運搬や処理体制の変更について、お答えをいたします。

まず、現在の資源ごみの処理方法ですが、各地区の収集所から収集しました資源ごみは、山鹿植木広域行政事務組合が運営をしておりますリサイクルプラザへ運び、植木町から発生しましたごみと合わせて、破碎・圧縮・梱包などがされた後、ある程度の量になり次第、品目ごとに再資源化や処分をする民間施設へ運搬をされております。

そのリサイクルプラザが令和 3 年度末で廃止されることに伴い、令和 4 年度からは資源ごみにつきまして本市単独で処理をしていく必要がございます。その際、ごみを収集する業者がそれぞれに再資源化の施設などへの運搬した場合、車両の往復時間等を考慮すると効率が悪くなり、作業員や収集車両をふやす必要がございます。また、市民の方が民間の施設まで持ち込まれるのも大変ですので、各地区から収集

したごみや市民の方が自己搬入されたごみを集積し、まとめて運び出せるよう、新たな中継施設を環境センター隣接地に整備いたします。本施設の整備により、資源ごみの処理体制が構築され、将来にわたって安定かつ適正な、燃やすごみも含めた本市単独のごみ処理体制が確立されるものと考えております。ただし、令和4年度につきましては、リサイクルプラザの施設を本市単独で倉庫として使用させていただく計画としております。

なお、リサイクルプラザの廃止によって、市内業者への収集運搬委託体制や市民の方が出される際の分別方法などが大きく変わることはないものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[1番 立山 大二郎君 登壇]

○1番（立山 大二郎君）

ただいま、令和4年度からの資源ごみの処理についてお答えいただきましたが、計画段階、検討段階の事項が多々含まれるものとは存じます。大前提として、市民の皆様にとって利便性が高く、かつコスト面でも優位にあるプランを採用されるべきものと存じますが、例えば熊本市などは資源ごみの中間処理は民間業者に委託している現状がございますよね。市民の方の自己搬入のケースということもあるんでしょうけれども、恐らく自己搬入される割合はそれほど高いものではないはずなんです。そう存じますので、大きな優位性がある事項とはならないのではないかなと思います。当然ながら、行政にとって資源ごみの処理について、各種の責任が伴うものでしょうが、仮に民間委託をした場合でも、行政が当たり前の管理監督をしていけば、処理の責任は果たせるものと存じます。かえって、建設費や管理費が無駄なコストとなることを懸念するものです。

また、令和3年度で廃止されるリサイクルプラザを、令和4年度も本市単独で中継施設として倉庫利用する旨ですけれども、そこには運営管理費等もかかってくるものと考えられますので、それならばもう当初より、例えば市内の民間事業者を活用して、直接、民間の中間処理場に運搬する手法を選択される場合との差異がどれほどあるのかなという疑問が浮かんでまいります。

また、中継施設が環境センター隣接地に予定とのことなんですけれども、そこに関しても地域住民への適切な説明がまずもってなされるべきで、加えて申し上げるならば、現状の道路事情等を考えても、環境センターの今のところ、隣接地が本当に最適な場所なのかという疑問は残ります。

先般の7月豪雨の際でも、冠水による通行どめが発生したことも記憶に新しいと

ころでございますし、またあそこの道路の入りにくさ等々を考えると、何でもあそこに全部集約していくのが本当に正しいかどうかということも含めて、改めてリサイクルプラザの使用期限後においても、社会的合意となっている自区内処理原則にのっとりつつ、今回の質問や意見についての検討が反映なされることを願いました、この1点目の質問は終わります。

続きまして、2つ目の質問、子育てワンストップサービスの対応状況について伺います。

昨日の北原議員の一般質問、行政手続についての中で、マイナポータルの話が出ておりました。そもそもマイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスで、スマートフォンやPCから利用できます。最近では、特別定額給付金の申請の件で話題となりました。なお、似たようなものとして、熊本県ではくまもと電子申請窓口・熊本県よろず申請本舗があります。こちら窓口に向いたり、郵送で行ったりしていた県や市町村への申請、届け出をインターネットを通じて、自宅や出先等から電子申請を行うための総合案内窓口となっております。

そこで、今回はマイナポータルの中でも、子育てワンストップサービスに特化して、本市の対応状況や活用事例、また今後の展開について見解を伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

立山議員の一般質問、現在の子育てワンストップサービスの利用状況と今後の運用について、お答えをいたします。

まず、子育てワンストップサービスとは、先ほど議員が申されたとおり、マイナンバーカードを保有する個人が、ポータルサイトと言われる国が運営するオンラインサービスに接続することで、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健などの子育てに関する行政手続をワンストップでできたり、また行政からのお知らせが自動的に届けられたりするものとされており、添付書類も含めたオンライン申請により、各種手続が完結することが想定されているものでございます。なお、利用者はマイナンバーカードの取得のほか、マイナンバーカードを読み取るICカードリーダー等を用意するなど、環境整備が必要となります。

現在、本市では、このサービスを利用して児童手当や保育園等の手続に係る様式の一部、及び妊娠の届け出に係る様式を入手することは可能となっております。ただし、さまざまな子育て関連の手続の中では、対面による聞き取りが必要なものや添付書類に原本の提出を求めるものなどがあるため、全ての手続がオンライン申請

に移行できるものではないと考えております。今後のマイナンバーカードの保有率や利用環境の状況を見きわめながら、移行可能なものから運用の検討を行っていきたいと考えております。

なお、各種届け出様式につきましては、現在でもマイナンバーカードの保有にかかわらず、市のホームページからの入手はできていることとしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[1 番 立山 大二郎君 登壇]

○1番（立山 大二郎君）

ただいまの答弁で、子育てワンストップサービスについての説明をいただきました。現状では、各種申請についての案内のような状態で、今後、スマートフォンなどで申請できる仕組みが整っていくものと、そういうことになろうかと存じますが、今のところ、マイナポータルと例えば市ホームページとの優劣がそこまでないのではないかと考えられます。

本格的に稼働すれば、子育てや仕事などでお忙しい方々にとっての利便性は非常に高いものと存じます。我々の世代にとっても、電子申請で、一発で、スマートフォンだったり、PC上でできるというのは非常に魅力的だとは思いますが、やはり、まずマイナンバーカードの普及率が気になるところでございます。政府としても、普及拡大に向けた方策としてキャッシュレス決済で購入額の25%、最大で5000円分のポイントが付与されるマイナポイント事業を開始しておりますし、また昨今の新型コロナ禍における経済対策としての、また生活対策としての特別定額給付金の申請で、マイナンバーカードの利便性が報道されるシーンも、ことしは多々見受けられました。とはいえ、本市においては人口に対する交付枚数率が令和元年末で18.1%、枚数としては9273枚となっているようで、平成30年末の14.2%から伸びてはいるものの、市民の皆様に広く行き渡っているマイナンバーカードとはとても言えない状況でございます。

つまるところ、こちらのマイナポータルにせよ、子育てワンストップサービスにせよ、現状においては市民の皆様に広く利用されるかどうかは、かなり未知数の部分が多いサービスと言わざるを得ません。また、答弁にもありましたように、例えば児童手当に関しては、対面申請というものが原則になっておりますけれども、児童手当等を引き続き受ける要件、児童の監督・保護、生計同一関係などを満たしているかどうかを確認するための現況届の提出の際、やはり添付書類が必要で、窓口での対応によって、やはりさまざまな問題の発見、不正受給の芽を摘む、いろんな

ことにもつながると言いますか、やはり保護者の方、関係する方々と実際に対面でお会いする、お話をする、窓口の対応によって、そういうことにもつながるといことも考えられますので、一概に全てを電子申請化してしまうことが正解とも申しがたいところはあるのかなと存じます。

ことは、新型コロナ禍において、郵送で可能な手続もございましたけれども、やはりこういったものは本来であれば対面での対応が求められる必要なケースと言えるでしょう。

先月の11月10日、総理大臣官邸で開催されました第4回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの会議では、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、現状ではなかなか使い勝手が悪いところがございますので、公金受取口座の登録及び運転免許証のデジタル化についての議論が行われ、菅総理が、菅政権としてあらゆる手続が役所に行かなくても実現できる、そうした国民から見て当たり前のことを実現すべく、官民のデジタル化、その司令塔としてのデジタル庁の創設に取り組むことを述べられています。デジタル庁創設とともに、政府としてもこのような方針で、もちろんマイナポータルや子育てワンストップサービスの推進も図られるものとは存じますが、本市としましては政府の動向も注視しながらも、単に追随するわけではなく、あくまで山鹿市民にとって利便性はどこにあるのか、行政のサービスとして本質はどこにあるのかを踏まえられた上での対応をされますようお願いするところでございます。

それでは、最後の質問に移ります。

3点目は、地域と学校の連携・協働について、とりわけコミュニティ・スクールについて伺います。

そもそもコミュニティ・スクールとは、平成12年12月の教育改革国民会議報告で設置の促進が提言された新しいタイプの学校のことで、平成16年3月には中央教育審議会で「今後の学校の管理運営の在り方について」で地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校、地域運営学校のあり方について、地域運営学校は学校運営のあり方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置、保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会）を設置との答申がなされ、平成16年6月に改正、同年9月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、学校運営協議会制度創設、各教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを可能とするものとした、こういうことが基礎となっております。さらに、平成27年12月の中央教育審議会、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」の答申

では、まず地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進することや、同活動を推進する地域学校協働本部を全国的に整備すること。全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置づけの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言されました。そこから、平成29年3月改正、同年4月施行の社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、前述の中央教育審議会の答申や平成28年1月の次世代の学校地域創生プランを踏まえ、地域と学校の連携・協働を全国的に推進するため、社会教育法では教育委員会が地域住民と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定を整備。地方教育行政法では、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化するとともに、学校運営に必要な支援についても協議することを規定されたものです。

これらを踏まえて、平成30年6月閣議決定の第3期教育振興基本計画、こちらは平成30年度から令和4年度中に、全ての公立学校において、学校運営協議会制度が導入されることを目指す、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指すとされております。

釈迦に説法的なところがございましたけれども、さて、本市におきましても第3次山鹿市教育基本計画において、コミュニティ・スクール（国版）の設置校数について、成果指標が示されております。そこでは、平成32年、つまり令和2年に11校、平成33年、令和3年に13校となっておりますが、現状の設置校数や状況、スケジュールについて伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。若杉首席教育審議員。

[首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

○首席教育審議員（若杉 幸生君）

立山議員の一般質問、コミュニティ・スクールの進捗状況について、お答えいたします。

コミュニティ・スクールとは、法律に基づいて教育委員会が学校運営協議会を設置した学校のことを指します。学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、教育委員会に意見を述べることができます。こうして、学校が地域住民などと力を合わせて学校の運営に携わることで、地域とともにある学校への転換を図ることを目的としています。

議員ご指摘の第3次山鹿市教育基本計画における、学校・家庭・地域の連携協力

推進事業では、コミュニティ・スクール設置校数の令和2年度目標校が11校となっておりますが、現状は15校のうち8校の指定となっております。

一方、熊本県においては、コミュニティ・スクールをより一層推進するために、熊本版コミュニティ・スクールを平成25年度に導入しております。熊本版では、学校と地域の方々が、学校の教育目標や課題について共有し、それぞれの立場で主体的に子供の教育にかかわっていくという狙いは同じですが、コミュニティ・スクールにおける法的な要件や権限を緩和し、全ての学校で開かれた学校づくりの仕組みを整えることができるもので、主な違いは学校が独自に協議会のメンバーを選び、学校運営方針の周知や学校の課題・情報の共有、課題解決に向けた協議等を行うもので、将来的にはコミュニティ・スクールへの移行を視野に入れた組織です。

本市では、コミュニティ・スクール指定以外の7校につきましては、全て熊本版コミュニティ・スクールにより、保護者や地域の方々と連携・協働して子供たちの成長を支えていく活動を行っているところです。

国においては、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会の設置の努力義務化等が改正されましたが、本市におきましては全ての学校で熊本版を含めたコミュニティ・スクールの取り組みを行っておりますので、今後もさらに保護者や地域の皆様と知恵を出し合い、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[1番 立山 大二朗君 登壇]

○1番（立山 大二朗君）

ただいまの答弁で、国版のコミュニティ・スクールの指定が8校で、指標は未達のように見えるものの、熊本版コミュニティ・スクールの導入により、実質的に、また趣旨としてちゃんと含まれた計画以上の達成ができているというふうに理解いたしました。国版のコミュニティ・スクールでは、人事権などを含め、運営上のハードルが非常に高い条件で課されていることを鑑みるに、熊本版コミュニティ・スクールが導入されていることで、現状では学校や地域の実態を踏まえた連携・協働の活動が十分に推進できているのではないかなというふうに存じます。

そこで、一步踏み込んで、先述の平成30年6月閣議決定の第3期教育振興基本計画にある地域学校協働活動の具体的な取り組みについて、これは実施内容が市民の皆様にとっても、名前もかたいので、地域学校協働活動ということでもわかりにくいと存じますので、その定義、また本市における具体的な取り組みについてご説明賜

りたいと存じます。お願いします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問の地域学校協働活動について、お答えいたします。

地域学校協働活動とは、地域の高齢者・保護者・NPO・企業・団体など幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行うさまざまな活動を指します。

例えば、子供たちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民とともに地域課題を解決したり、地域の行事に参画してともに地域づくりにかかわるといった活動が挙げられます。

近年、地域の教育力の低下や家庭教育の充実が指摘され、地域から信頼される学校づくり、社会に開かれた教育の基盤構築等の観点から、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要とされてきました。

このような背景のもと、社会教育法が平成29年に改正され、地域学校協働活動本部の設置及び推進員の配置が求められることになりました。当市においても12館の地区公民館に公民館指導員兼務の推進員12名を配置し、それぞれの地域性を生かした活動を進めており、学校や地域の課題解決に向けた幅広い活動が展開されているところです。

既実践している例としては、地域の祭りに子供たちが企画段階から参画したり、地域のちょっとした困り事へのボランティア活動を行ったり、地域の一員として地域活性化の一役を担うことなどで、これまでは学校に対して登下校時の見守りや学習支援活動など、一部住民による一方的な支援が主でしたが、今後は学校と地域が双方向から連携・協働して、より多くの住民を巻き込んだ地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めていくこととなります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[1番 立山 大二郎君 登壇]

○1番（立山 大二郎君）

改めて申すまでもなく、学校は地域にとって核となる存在です。昨年9月定例会の一般質問でも私申し上げたんですが、やはり郷土があり、祖先があつて、今の

我々が存在しております。各地域に残された先人たちの歩みが、未来を担う子供たちの人格形成にも影響を与え、豊穡な文化的土壌となり、持続可能な地域活動の基盤となるものでございます。その地域学校協働活動を通して、郷土についての学びを深め、また地域課題の解決となる取り組みに参画する流れができたことを、大変喜ばしく存じます。実際問題、学校の先生方ですとか、地域の方々も、いろいろご苦勞はあるんじゃないかなと、大変なところもあるんじゃないかなとは思いますが、そういった点も踏まえて、やはり先生方、教職員の方々、児童生徒、そして地域の方々、みんな一体となって、その地域をどういうふうにつくっていくんだということを、発信するそのフィールドができたんじゃないかなと考えられるわけです。

また、答弁にありましたように、12館の地区公民館に公民館指導員兼務の推進員12名が配置され、地域性を生かした活動が展開されていることも大変心強いことと存じます。地域の祭り、また催し事においては、担い手不足が叫ばれておりますが、学校と公民館活動が手を結び、学校教育のみならず、地域の生涯学習にも接続する広範な学びの機会を市民に提供することにもなります。郷土愛を育みつつ、人生を豊かにする学びを得て、地域社会の一員として活躍する人材を育成することにもなります。これはSDGs、国連が掲げる持続可能な開発のための国際目標での、目標4「質の高い教育をみんなに」や、目標11「住み続けられるまちづくりを」を初め、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、こちらにもつながるものです。なお、文部科学省のホームページにて、菊鹿中学校がコミュニティ・スクールの先進事例として紹介されている、取り上げられていることを申し添えておきます。これは、市民としても大変誇りに存じますし、市内の各学校におかれましても、本当に先ほども申しましたが、先生方や地域の方々のさまざまなご献身によって、本市の教育環境がますます充実していくことを大変ありがたく存じます。今後も、コミュニティスクールや地域学校協働活動が推進されていきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、中嶋市長におかれましては、4期16年にわたり、市政にご尽力いただきましたことに、改めて敬意を表します。本当にお疲れ様でございました。ご勇退の後も、本市発展のためにさまざまな分野でご指導賜りますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時08分 休憩

○
午前11時24分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田 紘二君の発言を許します。永田君。

[18番 永田 紘二君 登壇]

○18番（永田 紘二君）

18番議員の永田 紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を3点行いたいと思います。

1つ目はバイオマスセンターの現状と今後について、2つ目はイノシシの捕獲体制の充実、有害鳥獣駆除についてであります。3つ目は学校規模適正化事業についてお伺いをしていきます。一問一答でお願いをしたいと思います。

この3点については、幾度となく一般質問をしてみました。それぞれ答弁もいただきましたし、特に市長からの答弁も何回かいただいております。中嶋市長におかれましては、2月にご勇退ということであります。今までのご苦勞・ご努力に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。しかし、残りあと3カ月残っております。きょうは、市長に対する答弁要請はしませんが、職員から答弁があると思います。ご配慮いただけるところについては十分にお願いをしておきたいと思っております。

まず、バイオマスセンターの現状と今後について、お伺いをいたします。

令和元年の12月定例会で、バイオマスセンターの令和元年9月までの経過について説明をいただきました。執行部から、非常に詳しく、事業計画から9月までの間の事業変更、経費の出し方、損失の発生等をいただきました。市長には、この事業における事業の変更または巨額の赤字、こういうものに対する責任はどうなんですかという質問をしましたとき、非常に詳しく、最終的にはじくじたる思いだという表現で締められましたけども、令和3年3月31日に廃止をするということになります。廃止に向けた取り組みの現状と今後のスケジュール等についてお伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

永田議員のご質問、バイオマスセンターの現状と今後について、お答えいたします。

まず、廃止に向けた取り組みの現状につきましては、バイオマスセンターは令和3年3月31日をもって畜産ふん尿の受け入れを終了することとしておりますので、現在、畜産農家において個別処理方式へのスムーズな移行を行うため、ふん尿処理に必要な施設や設備等の導入に取り組まれており、計画どおりに現在進んでおるところでございます。

今後のスケジュールとしましては、本年度中にバイオマスセンターの堆肥舎を利用する組合を設立し、令和3年度において、それまでに搬入されたふん尿処理及び液肥タンクを空にするための散布業務を行います。

あわせて、令和3年度に堆肥舎以外の解体する施設に係る工事の実施設計を行い、その後、解体工事、解体工事の終了後には補助金返還の手続きを行い、返還を完了したいと考えており、現在、その協議を国や県と進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

永田君。

[18番 永田 紘二君 登壇]

○18番（永田 紘二君）

バイオマスセンターの現状と今後について、2回目の質問を行います。

堆肥舎を利用する組合を設立するという表現がございました。今までバイオマスセンターの場合は、鹿本町主体に農家が利用してきたのが現状でありまして、最近では旧鹿本町以外の農家の皆さん方もバイオマスセンターを利用しているようですが、確認ですけれども、鹿本町以外のそういう利用されている農家の皆さん方も、組合として利用できるのか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の堆肥舎の活用について、お答えいたします。

堆肥舎につきましては、令和3年度からの利用開始となるため、本年度中の組合立ち上げに向けた協議調整が現在行われております。

お尋ねの利用者につきましては、現在、バイオマスセンターを活用されております山鹿市全域の畜産農家が対象でございます。堆肥舎の利用を今計画されておられます方は全体で8名でございます。鹿本町が6名、菊鹿・山鹿がそれぞれ1名の計8名ということで現在計画をされております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

永田君。

[18番 永田 紘二君 登壇]

○18番（永田 紘二君）

先ほどの答弁の中で、現在、バイオマスセンターを活用されております山鹿市全域の畜産農家を対象にしますというお話でありましたので、しっかり心配しておられる農家の皆さんがおられましたので、確認のために質問させていただきました。

2点目のイノシシの捕獲体制の充実について、これは有害鳥獣の捕獲増加ということでもありますけれども、この捕獲をふやすためには、捕獲をする人をふやさないかならうという思いであります。令和元年9月定例会、本会議で捕獲体制の充実についてお伺いをしました。市長の答弁であります。猟友会、地元、行政一体となり、より効果的な捕獲活動ができる体制づくりに努めますと。体制づくりに努めますということは、体制をつくり出すという理解を私はしました。あれから1年以上経過しております。その9月から今までの経過について、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

永田議員のご質問、イノシシの捕獲体制の充実について、お答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、令和元年度より各地域の行政協力員会において前年度の農作物の被害状況や捕獲頭数をお知らせするとともに、みずからの農地、地域はみずからで守るという意識の醸成を図るために、狩猟免許取得のご案内や餌づけストップ研修にあわせての被害防止対策の説明を行っております。

昨年9月以降の捕獲体制の充実ということにつきましては、本年度から熊本県で創設されました「シカによる森林被害地域対策支援事業」を活用し、鹿北町岳間地域をモデル地区として、9月17日に岳間地域の行政協力員と、鹿北地域の猟友会の皆さんを対象とした合同説明会を開催しております。

その後、11月6日には33名参加でございましたけれども捕獲技能講習会の開催、11月19日にはこれは26名参加いただきましたけど、宇城市三角町への先進地研修を実施いたしております。

本事業では、地元、猟友会及び行政が一体となって、被害防止や駆除活動についての協議を重ね、鹿だけではなく、イノシシ対策も含め、山鹿市における有害鳥獣

対策のモデル地区として、市全体の有害鳥獣駆除全般の体制構築につながるよう、取り組んでまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

永田君。

[18番 永田 紘二君 登壇]

○18番（永田 紘二君）

今、答弁をいただきました。駆除対策の体制を、幾度もお願いをしてきた背景は、今、有害駆除をイノシシについては、イノシシのほかについても、ほとんど猟友会であります。160名ぐらいおると思いますが、平均年齢は恐らく80歳前後になるんじゃないかと。70歳代かもうぎりぎりぐらいだと思いますけれども、当然、捕獲能力も低下をしてきますし、捕獲者の人間も減ってくると。その中で被害防止するための捕獲の体制は充実しとかないかんというのが一つの背景にあります。

それから、もう一つは、当然、先進地研修もしてきました。一生懸命行政主導型でやってきている捕獲体制のあるところには、非常に効果が上がってきたと。

それから、もう一つは、これは小川議員も質問をされました。有働議員も質問をされました。そういう背景の中で、前回、先進地のモデルを見ながら、極端に言えば、山鹿で実施隊、職員が何人おられますか。5人ぐらいしかおらんはずです。ふやしてもいない。

それから、今までのお話の中で、先ほど、最後に市全体の有害鳥獣駆除全般の体制構築につながるよう進めてまいりますという答弁がありました。これは去年の9月の答弁よりも後退しているというような感じがします。やっぱり提案されて、市長が答弁して、その方向性について行政職員一緒になってやっていただきたいなというような思いで、きょうはこういうお話をしたところでもあります。もう1年半もたっているのに、何の組織もできてない。ただ、研修をしたというだけの答弁では、不十分だろうという理解をします。

続きまして、3点目の学校規模適正化事業について、お伺いをします。

特に今回は、八幡小・平小城小・三岳小の統合についてお伺いをしたいと思えます。この件につきましては、6月議会、北原議員の質問の中だったと思えますけれども、答弁で三岳・平小城小は山鹿小に編入計画がありますという答弁がありました。この統合に向けての経過について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

永田議員の一般質問、八幡小・平小城小・三岳小の統合に向けたこれまでの経緯について、お答えいたします。

これまで、3小学校の再編につきましては、小・中学校規模適正化基本計画第2次計画に基づき、統合校の位置を八幡小学校の位置に設置することとして事業の推進に努めてきたところでございます。

しかしながら、再編計画に対して関係者の理解を得るために時間を要したことや、統合予定地が土砂災害特別警戒区域の指定を受け、その対策のために相当の期間を要したことから、結果として大幅な計画のおくれが生じてまいりました。

このような中で、平小城小・三岳小においては、児童数の減少が加速化し、複式学級編成が進んだことにより、地域の代表者など、各方面の関係者から複式学級早期解消のために、この2校を山鹿小学校へ編入する計画の見直しをしてはどうかという意見があり、所管の総務文教常任委員会においても議論され、同様のご意見をいただいております。

教育委員会としましては、八幡小学校を統合校の位置とする現計画のままで、開校の時期を短縮できる方法はないか検証したところでございますが、順調に進んだとしても令和8年度の開校見通しを前倒しすることは困難であると判断したところです。

一方、現計画の見直し案として、統合校の位置変更や枠組みの変更も検証したところですが、それぞれに課題がある中で、枠組みを変更して平小城小・三岳小の2校を山鹿小学校へ編入する案が最も優位性のあるものでした。さらに、現行の計画で工事を進めると、八幡小学校は仮設校舎での学校生活とともに、工事期間の長期化が予定され、子供たちに与えるストレスや利便性の課題も配慮が必要になります。

このような状況において、教育委員会としましても複式学級の解消は学校規模適正化基本計画の重要な基本方針として、子供のことを第一と捉えるとともに、鶴城中学校の山鹿中学校への編入経緯もあることから、地域性も踏まえた上で、早期の複式学級解消が可能となる平小城小・三岳小を山鹿小へ編入する変更計画案を進める運びになったところでございます。

その後、6月より進めてきた説明、意見交換会も7月の豪雨や新型コロナウイルスの影響により、相当おくれてしまいましたが、熟慮の上、作成した変更計画案を小学校、保育園の保護者や地域、学校等の関係者それぞれに説明の場を設け、ご意見を伺いながら慎重に進めているところでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

永田君。

[18番 永田 紘二君 登壇]

○18番（永田 紘二君）

3点目の学校規模適正化事業について、2回目の質問を行います。

八幡・三岳・平小城小学校統合の今後の方向性についてお伺いをしていきたいと思えます。

学校規模適正化事業は、1市4町が合併しました平成17年、当初の一番大きな課題でありました。このとき合併特例債70%補助というのがありましたけれども、この有利な合併特例債を使って、これは5年間の期間でありましたけれども、山鹿は165億円使うと、その中の100億円を学校規模適正化に使うということで打ち出されたと思えます。当初、165億円ぐらいの中の100億円はもう学校再編に使うじゃないかと。期間は5年です。それは無理だったかもしれんけども、そういうことで打ち出されました。5年経過したときに、私が一般質問しておりますけども、合併特例債はどしこ使うたなという話の中に、6億円ぐらいだったと思えます。100億円使うというのに、6億円しか5年間で使っとらんというような現状でありました。しかし、この合併特例債が10年間に延びました。そういう形の中で、これは学校再編の進捗状況が余りよくないので、ちょうど堀田教育長が就任された年だと思えますけども、こういう方向性はどうですかという質問をしたときに、第2次計画の見直しをしていただきました。もうご案内のとおりであります。菊鹿小がすぐでき上がりましたかね。その後、めのだけ小、鹿本小という形ででき上がってきたわけでありまして、規模適正化事業については非常に難しい点もあります。しかし、計画どおりに進められなく、変更もかなりあっています。変更があったがゆえにおくれる、おくれるがゆえに費用負担がかさんできている。こういう状況の中で、今回こういう八幡小学校の話が出てきたわけでありまして、とにかく今まで、この3小学校の合併は八幡小学校の場所をつくるんだと、非常にかたくなに固守されてきました。僕も3回ぐらい、よそでもできんとですかとか、変更はないとですかという質問をしてきました。しかし、それでも八幡小でやると言っていた方向性が、北原議員の質問で一気にぽっと編入というのが出てまいりました。これは我々も全く知らなかった、議員さん方も知らなかったことだと思えますけど、その変更に至った状況を、先ほど所管委員会で論議もされたと、それは材料の一つになっていると思えますけれども、そういう話がありましたけれども、その辺を少し教えていただきたいと思えます。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問の八幡小・平小城小・三岳小再編計画の今後の方向性について、お答えをいたします。

現時点の考え方としましては、変更計画について、保護者や地域の関係者のご理解をいただくことができれば、今後、関係地区の保護者代表、地区代表、学校代表で構成される統合準備委員会、さらに学校規模適正化等協議会及び教育委員会等にお諮りし、正式に計画の変更について手続を行いたいと思っており、その後、編入に必要な整備、統合協議及び児童の交流等を行い、令和5年4月の編入を目標に事業を進めてまいりたいと考えております。

また、変更計画により、現行のまま存続となる八幡小学校につきましては、耐力度調査で建てかえと判断された体育館について整備を検討したいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

永田君。

[18番 永田 紘二君 登壇]

○18番（永田 紘二君）

今、答弁をいただきました。少し気になるところがあるので、お伺いじゃないですけども、私はこう思いますよというのをお話をさせていただきたいと思えます。

まず、1回目の答弁の中にこういう文言があります。6月より進めてきた説明、意見交換会も7月の豪雨や新型コロナウイルスの影響により相当おくらせてきましたが、熟慮の上、作成した変更計画案を、小学校・保育園保護者や地域、学校等の関係者への説明会の場を設け、ご意見を伺いながら進めていきたいというのが一つあります。もう一つ、2回目の答弁の中に、今後、関係機関の保護者代表、地区代表、学校代表で構成される統合準備委員会、さらには学校規模適正化等協議会、教育委員会等に、正式に計画の変更について手続をしていきたいという表現があります。

何で僕はこれを言うかという、めのだけ小学校統合のとき、鹿本小学校統合のとき、いろいろ問題点が発生しました。これは所管委員会もひっくるめて全協でも十二分に説明をしてきました。ところが、この件に関しては全く全協で私たちも聞いたこともない。僕がこの質問をしたから、こういう答弁が出てきたのであります。ということは、やっぱり所管委員会があって、議員がおるわけですから、当然、全員協議会で説明をしながら進めていって結果を求めるとというのが普通だろうと思う。じゃあ皆さんがやられて、じゃあ議会でだめばいと言うたときどうするかという話になるんですけど、そのために執行部と議会があると思いますので、その辺の配慮

はしてもらわないかと思いました。これをやることによって、結局、教育長なり、市長に迷惑がかけると。だから、教育部、執行部としては、やっぱり段階を踏んで、所管委員会で協議をし、全協でも協議をし、こういう方向づけでいきますよという報告をしながら下におろしてもらうのが普通じゃないかというような気がしましたので、あえてこれはやっぱり議会軽視と言うといけませんけれども、議員は議員としての、よそから聞いて知ったじゃどうしようもならん。そこら辺はご配慮をいただきたいと思えます。

終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後 1 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

○

午後 1 時 13 分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働 辰喜君の発言を許します。有働君。

[5 番 有働 辰喜君 登壇]

○ 5 番（有働 辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号 5 番、有働 辰喜です。

発言通告に従いまして、質問をいたします。

まずは、改正健康増進法関連でお伺いをいたします。この質問は 9 月定例会で行いたかったのですが、質問時間の制限等で今回になりました。

それでは、望まない受動喫煙防止対策を目的とした健康増進法の一部改正については、皆様既にご存じではありますが、少しおさらいをしたいと思います。改正法では、対象となる施設を区分けしてあり、山鹿市においても管理する公立の第一種の施設、学校、病院、行政機関の庁舎などと、第二種施設の図書館、美術館、体育館などが対象となります。第一種施設は、原則敷地内禁煙が昨年 7 月 1 日から、第二種施設も原則屋内禁煙として、本年 4 月 1 日より施行されておりますが、いずれも原則という文言がついています。

国は、健康増進法改正に際して、3 つの基本的考え方を挙げています。第 1 に望まない受動喫煙をなくす、第 2 に受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮、第 3 に施設の類型、場所ごとに対策を実施するの 3 点です。

この考え方をもとに改正された健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布、厚生労働省健康局長名で都道府県知事等に通知されました。その第1に、改正の趣旨として、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について、権原を有する者が講ずべき措置等について定めることと書かれています。つまり、第一種施設、第二種施設とも、一定の場所では喫煙が可能であると明記してあります。施設の類型、場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示が義務づけられることから、受動喫煙対策により法案の対象施設においては、望まない受動喫煙が生じてしまうことはなくなります。もちろん、全面禁煙にすることが一番の望まない受動喫煙対策ではありますが、喫煙者・非喫煙者双方に配慮した改正法だと思います。

山鹿市は、市庁舎を完全禁煙にしておりますが、他の市ではどうなっているのかと言いますと、令和2年11月末では喫煙場所設置なしが、熊本市、阿蘇市、山鹿市の3市、敷地内の屋外に1カ所設置が、荒尾市、玉名市、合志市、宇土市、天草市、上天草市、八代市、人吉市、水俣市の9市、敷地内の屋外に2カ所設置が菊池市、敷地内の屋外と屋内各1カ所に設置しているのが宇城市です。県内14市中、11市の市庁舎には敷地内に屋外喫煙所が設置されています。ちなみに、県庁舎は敷地内の屋外喫煙所を2カ所設置していますが、現在、新型コロナウイルス発生のため、1カ所は閉鎖中ですが、各地域の総合庁舎、県民総合運動公園、県民体育館などにも屋外喫煙所があります。

中嶋市長は、改正法施行前の平成31年3月開催された山鹿市議会定例会において、服部 香代議員の山鹿市役所庁舎における敷地内禁煙について、どのような見解をお持ちかという質問に対して、本庁舎においては敷地内全面禁煙、本庁舎以外の施設についてはそれぞれの施設の構造、利用者、利用形態などの性質から判断していくとの答弁でございました。

そこで、1点目として、現在、敷地内全面禁煙の本庁舎への来訪者や職員等を含めた喫煙の現状及び本庁舎以外の施設、公の指定管理者委託施設も含めまして、喫煙所の現状について。

2点目は、全面禁煙ではなく、屋外喫煙所や専用喫煙室を設置している自治体では、改正法の趣旨である望まない受動喫煙が守られていないとの認識なのか、見解をお尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

ご質問の本庁舎及び本庁舎以外の施設における受動喫煙防止対策について、お答えいたします。

初めに、改正健康増進法に基づく公共施設における受動喫煙防止対策に係る基本の方針を申し上げます。

公共施設における受動喫煙防止対策に当たり、最も重要視いたしましたのは健康被害の防止でございます。たばこには、ご承知のとおり、約70種類の発がん性物質が含まれ、喫煙者本人に限らず、副流煙の影響により、周りの人に対してもがん等の疾病リスクの増大など、健康被害をもたらすものであります。特にがんは、本市の死亡原因の25%を占め、その中でも肺がんの割合は最も高い状況にあります。このことを第一義としまして、一方では公共施設利用者の目的や施設の性格など、さまざまな観点から分析・検討を行い、方針を定めたところでございます。

まず、第一種施設につきましては、行政手続等、滞在時間が比較的短時間となる本庁舎や市民センター、子供たちの学びの場である学校、そして健診・治療を行う病院などは、施設の性格上、喫煙を必ずしも必要としないものと判断し、敷地内全面禁煙としたところでございます。

一方、観光施設や物産館など第二種施設につきましては、余暇や癒やし、憩い、交流の場として、生活活動の一部となっていることや、施設の滞在時間等を総合的に勘案し、喫煙所の設置が可能、必要であると判断したところでございます。

このため、現在、167施設中、物産館やキャンプ場、文化・体育施設など、48施設に喫煙所を設置しております。なお、八千代座におきましては、日本たばこ産業株式会社において、今月、屋外分煙施設が整備される予定となっております。

次に、他の自治体の取り組みに対します見解について、お答えいたします。

健康増進法の改正の趣旨におきましては、第一種施設について、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた場合に喫煙所を設置することは可能であるが、これは必ずしも設置を推奨するものではないと記されております。各自治体におかれましても、それぞれの事情を踏まえた上で、熟慮された上で、全面禁煙や敷地内設置の判断をなされたものと推察いたします。

本市といたしましては、健康被害の防止を第一に、法の趣旨である望まない受動喫煙をなくすという観点を、より一層重く捉え、第一種施設につきましては、敷地内の全面禁煙の方針を定めたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

○ 5 番 (有働 辰喜君)

山鹿市の公共施設における受動喫煙防止対策において、もっとも重要視したのが健康被害防止であり、たばこは副流煙の影響で周りの人に対してもがんなどの疾病リスクの増大など、健康被害をもたらすものとの答弁ですが、山鹿市の死亡原因で25%を占めるがんによる死亡者のうち、肺がんの占める割合は不明ですけれども、肺がんには4種類のがんがあります。肺がん全体の25~30%の割合で肺の入り口近くで発生する扁平上皮がんや小細胞がんは、たばこの因果関係が認められておりますが、最近の男性肺がんの60%近くは肺の奥で発生する肺腺がん、同様に肺の奥で発生する大細胞がんも、たばこの因果関係が認められているわけではないという説もございます。ちなみに、肺がんの原因といたしましては、ほかに遺伝子、PM2.5などの大気汚染、アスベストなどの化学物質が挙げられております。また、がんの原因といたしましては、ほかにアルコール摂取により体内で発生するアセトアルデヒド、男性ホルモンのアンドロゲン、女性ホルモンのエストロゲン、ピロリ菌などのウイルスや食べ物などにも因果関係があるとされております。確かに喫煙者ががんの発症率が高いのは事実ではありますが、たばこによるリスクの増大はありますが、一概にたばこだけが健康被害をもたらす要因、悪者ではないということ、山鹿市のたばこ耕作者、たばこ販売者に成りかわりまして申し上げておきます。

ただ、山鹿市はその考え方を基本に、第一種施設は100%の禁煙、第二種施設の7割強を禁煙としていることがわかりました。ただ、健康問題とは別に、たばこの喫煙所がないという場合、吸い殻のポイ捨てによる火災の発生が懸念され、重要文化財の八千代座などは木造建築物のため、特に心配をしておりましたが、屋外喫煙所が整備されるとのことですので、一安心をいたしました。

中嶋市長が本庁舎敷地内全面禁煙を宣言されました平成31年3月定例会には、山鹿市たばこ耕作振興協議会会長外1名から、陳情第7号として、山鹿市役所庁舎への喫煙所設置に関する陳情書が、山鹿市議会議長宛てに提出をされており、採決の結果、閉会中の継続審査となり、改正法の第一種施設敷地内禁煙施行日直前に開催をされました6月定例会最終日に行われた採決で、陳情第7号は全会一致で採択されましたが、山鹿市役所庁舎への敷地内屋外喫煙所の設置要望は実現をいたしませんでした。また、第二種施設の原則屋内禁煙施行日の本年4月1日後、最初に開催されました6月定例会には、陳情第11号として、山鹿たばこ販売協同組合理事長外7名から、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書が市議会議長宛てに提出され、採決では全会一致で採択をされました。

山鹿市議会は、地方たばこ税を活用して、厚生労働省で定める技術的基準に適合

した場所と施設を設け、喫煙者と非喫煙者の共存を図るべきだとしたのですが、市長は市議会議決と相反する全面禁煙の施策を続けておられます。陳情が市議会で採択されても、執行権を持たない市議会では何もできないことは承知をしておりますが、市議会が住民の要望を全会一致で二度も採択したということ、また山鹿市には毎年少なくとも3億円を超える地方たばこ税が納付され、一般財源として使われております。

そこで、お尋ねをいたします。まず1点目として、山鹿市では地方たばこ税は現在、主にどのような使われ方をされているのか。2点目は、陳情第7号、陳情第11号が採択されたことを受けて、例えば設置可能な場所の検討であったり、確認や必要な設備等の概算金額を算出するなどの何らかの対応がなされたのかお答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

2点目のご質問、市たばこ税の用途について、お答えいたします。

市たばこ税につきましては、まちづくりを初め、福祉、医療、教育、農業振興や商業、観光振興など、さまざまな施策に活用いたしております。

次に、設置可能な喫煙所の検討状況について、お答えいたします。

まず、本議会において、庁舎を初めとする公共施設への喫煙所の設置を求める2件の陳情が採択されましたことにつきましては重く受けとめております。

これらの陳情を踏まえ、改めて改正健康増進法の趣旨に立ち返り、全公共施設の利用形態や受動喫煙防止の対応状況を調査し、検討を鋭意重ね、法が求める施設の類型、場所ごとの対策、健康被害を考慮した禁煙措置や喫煙場所の適切な設置及び管理の基準を示しました公共施設に係る受動喫煙防止対策方針を本年9月に策定したところでございます。

当該方針を踏まえ、第一種施設につきましては、さきに述べましたとおり、市民の健康第一、そして受動喫煙を防止する観点から、敷地内全面禁煙の方針に変わりはありません。

また、第二種施設につきましては、施設の構造や利用状況に応じて、喫煙所の設置の必要性を検討し、喫煙範囲を明確にゾーン分けした上で、喫煙所の集約、移設などの対策を講じたところでございます。

なお、これらの施設においては、3密の回避など、新型コロナウイルス対策も含め、しかるべき環境整備を行うべきものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5 番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

市たばこ税は、ほぼ全ての分野で使われており、貴重な財源であることが再確認をできました。2件の陳情を受け、二元代表制である議会が2件とも全会一致で採択をした屋外喫煙所をつくるべきとの結果を受けて、検討や対応をされたことはよくわかりましたが、市庁舎に市たばこ税を利用して屋外喫煙所設置をという本来の目的が実現されないのは残念であります。

第二種施設に関しては、さらに踏み込んだ検討を進めていることが理解できました。観光客や施設利用者の分煙がきちんとでき、町なかや各施設周りでの吸い殻のポイ捨てが発生しないよう、喫煙場所の設置と施設整備をお願いしておきます。

ことしの10月から、たばこ税が引き上げられ、20本入りたばこ1箱の税金は284円88銭になりました。たばこ税の内訳は、国たばこ税、地方たばこ税、都道府県たばこ税と市町村たばこ税に分かれておりますが、あとたばこ特別税の3種類であります。

本年10月時点での紙巻きたばこ1箱の税金284円88銭の税負担割合には、国たばこ税126円4銭、たばこ特別税16円40銭、都道府県たばこ税20円ちょうど、市町村たばこ税122円44銭、このうち国たばこ税の25%、31円51銭は地方交付税として都道府県や市町村に交付されます。喫煙者の皆さんが山鹿市内で購入されるたばこ1箱で納められる約122円の市町村たばこ税が積み重なって、山鹿市に毎年3億円以上の税収をもたらしているのであります。

喫煙環境の変化や健康志向により、喫煙者数は減少をしております。統計で見ますと、紙巻きたばこの販売実績は、平成8年度の3483億本をピークに下がり続け、昨年度は1181億本と、66.1%の減少率であります。たばこ税はこの間も2兆円台で推移、国は一定の税収を確保するため、たばこ税の税率を引き上げています。

平成30年度税収の決算書で見ると、国税に占める割合では、たばこ税とたばこ特別税で1.5%、同様に地方税では2.4%を占めています。合計金額では1兆9753億円となり、酒税の1兆2751億円よりも7000億円を超える税収があります。誤解を恐れずに申しますと、国は喫煙者・非喫煙者の健康被害を訴えていても、他方では喫煙してもらう必要があるのです。

総務省が令和2年1月23日付の令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についてと題した事務連絡では、(5)の地方のたばこ税の③

にたばこ税の見直しに関連し、令和2年度与党税制改正大綱において「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図ることを促すこととする。」とされたところであること。については、改正健康増進法も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取り組みは今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであることと書かれています。

つまり、税収を確保するため、自治体は積極的に地方たばこ税を使って、基準を満たした喫煙場所を設置するように努めなさいというふうに解釈できます。趣旨は、安定した税収が目的ではありますが、望まない受動喫煙を防止するため、一般財源である地方たばこ税を、言うならば喫煙所をつくるための目的税のような使い方をしてもらいたいという解釈も成り立ちます。

熊本県の改正健康増進法への対応は、来庁者及び施設利用者等への配慮や、敷地外喫煙による近隣住民等への迷惑を防止する観点から、健康増進法で定める受動喫煙防止のために、必要な措置を踏まえた場所の確保ができる場合には、屋外喫煙所を設置するとして、可能な限り設置をしています。

そこで、お尋ねをいたします。この国の事務連絡と熊本県の対応は、望まない受動喫煙防止対策を喫煙者・非喫煙者双方に対して、両方の権利を認めた公平な対応だと私はと思いますが、山鹿市の見解をお聞かせください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

3点目のご質問、国及び熊本県の指針について、お答えいたします。

国においては、受動喫煙防止対策とたばこ税の安定的な確保に資する取り組みとして、たばこ税を活用し、公共施設における分煙環境の整備や商店街等における屋外分煙施設の設置の検討を自治体に求めております。

市たばこ税につきましては、福祉、教育、経済、まちづくりなどの各施策の実施に向けての貴重な地方固有の財源でございます。その上で、先ほど申し上げました第二種施設につきましては、受動喫煙防止対策はもとより、キャンプ場や八千代座などの木造建築物の火災・事故等の防止、新型コロナ対策など、多角的な視点をも

って、喫煙者・非喫煙者双方が快適に利用できる環境の整備に努めてまいります。

次に、熊本県の可能な限り、野外喫煙所を設置するという指針につきましての見解を申し上げます。

さきに述べましたとおり、第一種施設への喫煙施設の整備につきましては、施設の性格上、必要ないと判断しております。第二種施設につきましては、余暇や癒やし、交流の場としての利用が求められる施設でありますので、その利用形態や利用者、利用時間に応じた分煙施設の整備を行うなど、たばこを吸う人、吸わない人、喫煙者・非喫煙者双方がともにお互いの立場を理解し得るような環境整備を行うことが大切であります。

このことから、公共施設における喫煙所のあり方を今後も追及してまいります。

そして、改めて改正健康増進法の趣旨に基づく健康被害に関する周知を徹底し、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進することで、市民の皆様の健康保持につなげてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5 番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

第二種施設への対応は、改正法の趣旨に準じているというふうに思います。特に木造建築物火災や森林火災等のリスクを回避するためにも必要な対応だと考えます。ただ、第一種施設の禁煙措置に関しては、確かに教育施設や病院は施設の性格上、無理からぬところもありますけれども、比較的短時間の来庁者が主であるという理由での市役所本庁舎や市民センターの禁煙措置はいかがなものかと思えます。なぜなら、どちらの施設にも平日は通常勤務の市役所の職員がいますし、同様に教育施設、病院等にも勤務する職員がおられます。その人たちの中には、当然、喫煙者もおられますでしょう。たばこは、お茶、お酒、コーヒー、清涼飲料水、菓子類と同じ嗜好品であり、何よりも喫煙は違反行為ではありません。にもかかわらず、休息时间も含めて、終日禁煙ということは職員の喫煙するという権利を考えると、いかがなものかと思えます。

冒頭の質問の中で、なぜか本庁舎への来訪者や職員等を含めた喫煙の現状に関する答弁はございませんでしたが、今ここにおられるほとんどの方は現状での対処法を認識されておられます。あえてここで答弁は求めませんが、喫煙者に対するこの対処法は、やはり間違っていると私は思います。市の職員の皆様は、立場上、声を上げることにはできませんが、喫煙者・非喫煙者双方に配慮した屋外喫煙所を敷地内

に設けることを強く求めて、次の質問へ移ります。

次は、山鹿市の土地改良区に対する対応に関してお伺いをいたします。

私は、平成30年6月定例会で、土地改良区関連の一般質問をいたしました。内容は要約をいたしますと、農林行政の推進役として寄与している土地改良区に対して、新市移行後、新庁舎への事務所入居拒否、補助金カットなどの対応があったことや、県下の1000ヘクタール以上の土地改良区、16団体の6割強の自治体が補助金を投入している実態調査の結果を踏まえて、山鹿市の土地改良区に対する考えと、今後の支援方針を問いました。

山鹿市の答弁は、土地改良区は本市の農業農村整備事業推進事業推進上、非常に重要な団体であり、農村環境の保全や農村地域の活性化への役割を期待している。農業者の高齢化や担い手不足、土地持ち非農家の増加など、社会情勢の変化や施設の老朽化などで、土地改良区の運営は厳しい状況にあると考えており、地域の課題、今後の農業情勢を踏まえながら、農家を注視し、土地改良区と連携して取り組んでいくというものでした。この政策方針は、現在も継続をしているのでしょうか、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

有働議員のご質問、土地改良区への対応について、お答えいたします。

お尋ねの土地改良区に対する政策方針につきましては、平成30年6月定例会でご答弁申し上げましたとおり、土地改良区は農業用施設の維持管理において中心的な役割を担うとともに、本市の農業農村整備事業を推進する上で非常に重要な団体であり、今後も土地改良区と連携して取り組んでいくという方針に変わりはありません。

以上でございます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

山鹿市の土地改良区に対する政策方針は、この2年半、何も変化はないということを確認をさせていただきました。

広報やまが12月号の「街角ぐるっとNAV I」のコーナーに紹介記事が出ておりましたので、ご承知の方も多いかと思いますが、本年10月19日、山鹿市役所におい

て、中嶋市長を立会人として、市内にある2つの土地改良区、山鹿・鹿央土地改良区と内田川土地改良区が合併に向けた予備契約に調印をいたしました。国が掲げた土地改良区体制強化事業方針を受け、県と山鹿市の主導のもと、令和2年5月に合併推進協議会を設立して協議を重ね、同日の調印式を迎えました。今後の合併総代会、合併認可等を経て、令和3年4月、面積3005.8ヘクタール、組合員5562人の山鹿土地改良区が発足する予定でございます。

合併の目的といたしましては、運営基盤の強化や運営経費軽減等が挙げられております。合併により、農業施設の維持管理や改修工事、土地改良事業などの事業がやりやすくなったり、役員、総代定数減や、事務的経費の節減、山鹿市の土地改良区の窓口が一本化され、行政や農業関係団体等の連絡・連携強化等のメリットがあると考えて、組合員の承認が得られたものと考えております。

合併目的の運営基盤の強化には、組織体制、安定した財政運営が必要と考えますが、旧1市4町の土地改良区設立目的は自主自立運営の事業団体的なものではなく、事業負担金の負担団体として出発した組織であり、行政に財政、業務面、全てで依存をしてきた状態のまま、市町村合併に伴い、土地改良区も合併を検討、解散をいたしました旧鹿北町を除いた旧1市3町で2つの土地改良区が発足し、今回の合併で一つの土地改良区になりますが、合併して大きな組織になったからといって、自主自立した組織になれるものではございません。目指す自主自立の事業団体的な組織に移行するには、まだまだ行政の指導と援助が必要であります。

旧山鹿土地改良区は、何もしてなかったわけではなく、旧鹿央町土地改良区との合併前には、土木技術者を新卒で採用し、県・市・土地改良連合会等の技術職員から指導を受けておりましたが、合併後退職、人材育成計画が頓挫をしてしまいました。

現在、財政的には両土地改良区とも前回合併時に取り決めた経常賦課金と、多面的機能支払事業業務受託料の収入で運営管理を行っており、多面的機能支払事業業務受託料収入により、現在は経常賦課金の値上げなしで運営できております。

しかし、2年半前の一般質問以降だけでも、平成28年度から平成30年度の3年間平均で、年間約100万円ほどの農業施設維持管理工事での原材料費支給の補助制度が令和元年度から廃止され、土地改良区と地権者や耕作者の受益者の負担増に直結をしております。

また、市役所新庁舎からの退去措置により、事務所経費が発生をし、昨年度は年間約30万円程度の経費負担増でございます。ほかにも、山鹿市に対して交付される国の直接支払交付金の受け皿として、山鹿市と協定を結ぶ山鹿地域広域協定運営委員会から委託を受ける多面的機能支払事業業務受託料も前年度から約240万円引き

下げられましたが、今年度の引き下げに関しましては、事情の説明を受け、納得をして了承をしております。しかし、委託先の山鹿地域広域協定運営委員会が、さらなる引き下げを示唆しており、貴重な自主自立運営収入源としての業務委託ではございますが、土地改良区に適正な利益が得られなければ、受託によるリスクを考えると、受託返上も選択肢として考慮すべき事案になるかと考えております。

令和元年度以降の補助金カットと経費負担増での概算支出総額370万円は、運営資金原資である経常賦課金単価金額で見ますと、462.5ヘクタール分、つまり賦課金対象の土地改良区面積3005.8ヘクタールから15.4%の土地が消滅したのと同じ状態であります。

今回新たに、現在、山鹿市が納めている菊台用水からのパイプライン、山鹿市管内全域の損害賠償保険年間保険料、約100万円の次年度からの負担を求められました。今後、保険内容や掛け金等の精査も必要ではございますが、土地改良区の運営経費負担増になるのは間違いのない事実であります。100万円は賦課金換算では125ヘクタール分に相当、平成30年と同じ内容の事業運営を行うとした場合、次年度以降は587.5ヘクタール分、全体の19.5%分の経常賦課金470万円減額での運営が求められます。

合併の目的の一つは、運営経費負担軽減ですが、役員数や役員報酬のカット、事務的経費削減等では賄いきれない負担増でございます。現在も旧市町村土地改良区の名残で、組織運営上、一番重要な事務局長に山鹿市より職員を派遣していただいていることで、その分の人件費負担がなく、市の答弁にもあるように、土地改良区の運営は厳しい状況にはありますが、現在の経常賦課金で運営ができております。このことは、逆に言えば、人的補助がないと赤字となり、経常賦課金値上げになるということでございます。土地改良区も自前の事務局長として即戦力となる人材を探しておりますが、現在は見つかっておらず、いない場合、職員の育成に時間が必要でございます。

答えづらい質問だとは思いますが、前回の一般質問でもお聞きをいたしました。明快な答えをいただけなかった人的補助としての職員派遣は、少なくとも合併土地改良区の組織体制が整うまでは続けてもらえますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

有働議員のご質問にお答えいたします。

議員からのお話ありがとうございましたとおり、山鹿・鹿央土地改良区と内田川土地改良区が将来を見据え、来年3月の合併に向け取り組んでおられますことに対し、市としても組織の強化及び運営の効率化につながるものと大いに期待をしているところでございます。

ご質問の人的補助につきましては、現在の土地改良区を取り巻く環境は、組合員の高齢化、担い手不足、土地持ち非農家の増加及び農業用施設の老朽化等により、大変厳しい状況にあると認識いたしております。今後も土地改良区が目指す自主・自立した運営組織となるよう、引き続き連携して取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5 番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

前回同様、明快な答弁というものは、残念ながら今回もいただけませんでした。ただ、土地改良区に対する政策方針には、前回から変化はないということは明言をさせていただきました。つまり、山鹿市は土地改良区の運営は厳しい状況だと認識し、農家を注視し、土地改良区と連携して取り組んでいくという方針だということを答弁されておりますが、土地改良区への各種補助金は次々に廃止され、負担増の要因となっております。この施策を見ると、本当に土地改良区に寄り添い、連携して運営基盤強化を目指す思いがあるのかと疑問視をいたします。人件費や法定福利費等の負担増、老朽化した施設を維持管理するための維持管理助成金もふえ続けることが想定されます。維持管理費や運営事務経費に充てられる経常賦課金の値上げが必要になれば、組合員の皆様をお願いをしなければなりません。非農家の地権者が増加している現状で、果たしてスムーズな了解が得られるかは、甚だ疑問であります。

土地改良区の合併も市町村合併と同様に、恩恵を受ける地域と、ほとんど受けない地域とに分かれます。恩恵の少ない地域の組合員にとっては、高い経常賦課金を支払い続けることへの不満が積もり、極論ではありますが、解散などの要求が出てくる可能性も否定はできません。山鹿市の財政問題、職員数の減少等の要因である土地改良区への補助金、人的補助を続けるのが厳しい状況にあるのは理解できますが、山鹿市の基幹産業は農業です。その農作物を生み出す田や畑等の農地と水の管理団体として、また農村環境保全の役割等も担い、山鹿市が行う農業農村整備事業を連携して行うのは土地改良区です。先ほどから説明したとおり、結果として、山鹿市は方針とは逆に土地改良区に負担増の施策をとっております。隣接する玉名市や菊池市は、土地改良区に寄り添う姿勢が見てとれますが、山鹿市は自主自立とい

う美辞麗句で土地改良区を切り離す方針なのかと疑心暗鬼にもなります。

今回、合併をする山鹿土地改良区がその目的を達成するには、冒頭にも申しましたが、行政の心強い指導、援助が必要です。現在の賦課金徴収組織を立ち上げ、主導してきた旧1市4町の自治体の責務として、最終目標である事業団体的組織に移行するまで、山鹿市としてどのように対応していく方針なのか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

有働議員のご質問、事業団体的組織に移行するまでの市の対応方針について、お答えいたします。

繰り返しとなりますが、土地改良区は農業用施設の維持管理において中心的役割を担うとともに、農業農村整備事業を推進する上で重要な団体でございます。土地改良区がその機能と役割を十分に発揮できるよう組織運営基盤の強化を進めていくことが重要であると考えます。

市といたしましても、今後、組織運営基盤の強化が図られ、その目的を達成できる組織となりますよう、土地改良区と協議をしながら連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

土地改良区は、山鹿市の農業農村整備事業の推進、農業用施設の維持管理上、なくてはならない組織との認識ですので、山鹿市の基幹産業である農業の根本を支える極めて重要な組織としての位置づけだと考えます。

その大事なパートナーの組織改革を手助けする行政のスタンスを示す答弁で、土地改良区と連携して取り組むというフレーズが何度も出てまいります。直訳をいたしますと、互いに連絡を取り合い、協力して物事を行うということであります。つまり、土地改良区が自主的に新しい組織体制へ移行するのを相談しながらやっていくということだと思えます。ここには、山鹿市の強い指導方針や意思は全く感じられません。

土地改良区が目指す自主・自立し、経営基盤強化とされた事業団体的組織の土地

改良区は、国の方針で行われた土地改良区体制強化事業方針を受けての合併目的です。この目標組織ができれば、山鹿市、土地改良区、双方にメリットも生まれると思います。設立から現在まで、賦課金徴収目的の土地改良区が事業運営まで行う組織に生まれ変わるのには、簡単なことではないことはおわかりいただけると思います。

新しい組織に移行しようとする土地改良区は、本当に自分たちが目標達成できるのか不安ですが、後ろにいる山鹿市が大丈夫だよ、私たちが幾らでも協力しますと、お互いの存在を確認し、お互いを信じることで、現状を打開でき、目標達成に結びつくと思いますので、合併後も目標達成のため、指導と援助を再度お願いして、私の質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

○

○議長（永田 健君）

お諮りいたします。

議案第98号 人権擁護委員の推薦についてから、議案第112号 農業委員会委員の任命についてまでの15案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第112号までの15案件は委員会付託を省略することに決しました。

○

日程第2 委員会付託

○議長（永田 健君）

日程第2、委員会付託を行います。

議案第74号から議案第97号及び陳情第13号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○

散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 05 分 散会

~~~~~

1 2 月 1 1 日 (金曜日)

# 令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議事日程（第4号）

令和2年12月11日（金曜日）午前10時開議

### 第1 会期の延長について

----- ○ -----

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----

### 出席議員（13名）

|     |    |     |   |
|-----|----|-----|---|
| 2番  | 小川 | 榮二  | 君 |
| 3番  | 芋生 | よしや | 君 |
| 4番  | 勢田 | 昭一  | 君 |
| 5番  | 有働 | 辰喜  | 君 |
| 6番  | 服部 | 香代  | 君 |
| 8番  | 永田 | 健   | 君 |
| 9番  | 富丸 | 洋一郎 | 君 |
| 12番 | 芹川 | 正美  | 君 |
| 14番 | 平井 | 邦廣  | 君 |
| 15番 | 吉本 | 政幸  | 君 |
| 17番 | 堀  | 茂幸  | 君 |
| 18番 | 永田 | 紘二  | 君 |
| 20番 | 寺崎 | 勇児  | 君 |

----- ○ -----

### 欠席議員（6名）

|     |    |     |   |
|-----|----|-----|---|
| 1番  | 立山 | 大二朗 | 君 |
| 7番  | 富田 | 弘海  | 君 |
| 11番 | 北原 | 昭三  | 君 |
| 13番 | 藤原 | 豊   | 君 |
| 16番 | 池田 | 誠一  | 君 |
| 19番 | 横手 | 啓介  | 君 |

----- ○ -----

### 説明のため出席した者

市長 中嶋憲正君  
総務部長 木下実君

○

事務局職員出席者

議会事務局長 渡邊義明君  
局長補佐兼議事係長 中村武志君

○



午前10時00分 開議

○

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会期の延長について

○議長（永田 健君）

日程第1、会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、12月15日まで4日間延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は4日間延長することに決定いたしました。

○

散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時01分 散会

~~~~~

1 2 月 1 5 日 (火曜日)

令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会会議録

議 事 日 程（第5号）

令和2年12月15日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第74号 山鹿市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
議案第75号 山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
議案第76号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第77号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第78号 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第79号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第80号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第81号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例
議案第82号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）
議案第83号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第84号 令和2年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第85号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第86号 令和2年度山鹿市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第87号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第3号）
議案第88号 令和2年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第89号 財産の譲渡について
議案第90号 財産の譲渡について
議案第91号 財産の取得について
議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市6次産業化・観光連携推進施設）
議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市カルチャースポーツセンター）

- 議案第 97号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市民プール)
- 議案第 98号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第 99号 農業委員会委員の任命について
- 議案第100号 農業委員会委員の任命について
- 議案第101号 農業委員会委員の任命について
- 議案第102号 農業委員会委員の任命について
- 議案第103号 農業委員会委員の任命について
- 議案第104号 農業委員会委員の任命について
- 議案第105号 農業委員会委員の任命について
- 議案第106号 農業委員会委員の任命について
- 議案第107号 農業委員会委員の任命について
- 議案第108号 農業委員会委員の任命について
- 議案第109号 農業委員会委員の任命について
- 議案第110号 農業委員会委員の任命について
- 議案第111号 農業委員会委員の任命について
- 議案第112号 農業委員会委員の任命について
- 陳情第 13号 「核兵器禁止条約」への早急な参加・批准を求める意見書提出の
陳情

(委員長報告)

討 論
採 決

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員 (19名)

1 番	立 山 大二郎 君
2 番	小 川 榮 二 君
3 番	芋 生 よしや 君
4 番	勢 田 昭 一 君
5 番	有 働 辰 喜 君
6 番	服 部 香 代 君
7 番	富 田 弘 海 君

8番	永田健君
9番	富丸洋一郎君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	木下実君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
建設部長	古江光拓君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
消防本部消防長	中原茂昭君
水道局長	池田淳志君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分 開議

○
○

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第74号～議案第112号

陳情第13号

○議長（永田 健君）

日程第1、各常任委員会に付託してありました議案第74号から議案第97号及び陳情第13号、並びに議案第98号から議案第112号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。富田建設経済常任委員長。

[建設経済常任委員長 富田 弘海君 登壇]

○建設経済常任委員長（富田 弘海君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告いたします。

本定例会において当委員会に付託されました議案10件について、ご報告いたします。

去る12月4日、5階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、7月豪雨において被災した市道城堂ノ原線及び鹿央上広地区農地の2カ所を視察し、今後の災害復旧方法等について説明を受けました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第78号 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号 令和2年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号 令和2年度山鹿市水道事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号 令和2年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市6次産業化・観光連携推進施設）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（物販棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田 健君）

堀市民福祉常任委員長。

[市民福祉常任委員長 堀 茂幸君 登壇]

○市民福祉常任委員長（堀 茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案6件であります。

去る12月7日、午前10時より501会議室において、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、山鹿市民医療センター「発熱トリアージ外来」、小規模多機能ホーム「くるばい三玉」及び旧来民郵便局の局舎を利用した「暮らしサポート局」の3カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、午後1時15分から委員会を再開し、慎重に議案審査を行いました。その結果について、報告いたします。

議案第76号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第3号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田 健君）

寺崎総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 寺崎 勇児君 登壇]

○総務文教常任委員長（寺崎 勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会から報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案10件、陳情1件であります。

去る12月8日、午前10時から本庁5階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果について、報告をいたします。

議案第74号 山鹿市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号 山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号 財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号 財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号 財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市カルチャースポーツセンター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第13号 「核兵器禁止条約」への早急な参加・批准を求める意見書提出の陳情、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。芋生 よしや君。

[3 番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

3番議員、日本共産党の芋生 よしやです。

総務文教委員長、寺崎委員長にお伺いたします。

議案第74号 山鹿市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてです。今まで広報紙によって、このように決算状況などを広報紙で市民の皆さんにお知らせしていたものを、今回はインターネットで登載して知らせるということになる条例です。この点で、今までやはり全世界帯に配布されていたものが、インターネットを通じないと財政状況を知らされないということになるとは思いますが、その点について、どういう議論がなされたのでしょうか。

それから、もう1点、先ほどの陳情第13号ですが、これは継続審査となることで、私たちは来年1月に改選となります。継続審査となれば、審議する時間が足りなくなり、できなくなるようになりますと、廃案になるのではないかと心配をします。その点の議論もどういう状況がなされたのかお答えください。

○議長（永田 健君）

答弁を求めます。寺崎総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 寺崎 勇児君 登壇]

○総務文教常任委員長（寺崎 勇児君）

お答えします。

議案第74号、これはもう報告のとおりでありまして、中身については、また後でお知らせしたいと思います。

陳情第13号の継続審査について、お答えしたいと思います。

賛成意見と継続の意見が両方出まして、賛成意見は2010年9月定例会で非核平和都市宣言を全会一致で決議しているというふうなことで、この宣言の趣旨を生かすべきではないかというふうな意見がございました。継続審査については、政府がなぜ参加、批准しないのかしっかり検証しなければならないのではないかというふうなことであります。また、このような大きな問題を国に要望する場合は、一つの市ではなくて、県内14市がそろって提出をしたほうがいいのではないかというふうな意見でありまして、挙手採決の結果、継続審査をすべきということが多数でありま

して、状況としてはそのようなことであります。

以上でございます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

○3番（芋生 よしや君）

継続審査にしますと、審議未了で廃案になるのではないかと、そういうご意見はなかったのでしょうか。

○議長（永田 健君）

寺崎総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 寺崎 勇児君 登壇]

○総務文教常任委員長（寺崎 勇児君）

その廃案になることは、全体としての意見だったかもしれませんが、それはわかりません。そこまでの意見はありませんでした。

○議長（永田 健君）

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がっておりますので、発言を許します。
芋生 よしや君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

皆さん、こんにちは。

3番議員、日本共産党の芋生 よしやです。

私は、議案第74号、陳情第13号の継続審査とすることに対して、反対の討論をさせていただきます。

まず、議案第74号についてです。先ほどもお話しましたように、山鹿市の財政状況は、これまで全世帯に配布されています広報やまがに掲載されて公表が行われてきました。2019年12月広報には、平成30年度の決算状況が1世帯当たり換算した家計簿にしてわかりやすく載せてありました。さまざまな工夫をして、財政状況を市民の皆さんに伝える努力をしています。市が提供するさまざまな行政サービスは、市民の皆さんが納めた税金や、国や県からの支出金によって賄われています。それがどのように使われているのか、執行状況はどうかをお知らせするのが財政情報です。

ところが、その情報を今回の条例改正で、市広報紙に登載して公表するから、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うとの変更です。インターネット利用者は、確かに増加してきていると思います。しかし、配布されている全世帯をカバーできる状況に達しているとは考えられません。

また、閲覧とは、調べようと思って読むことです。つまり、これまでは調べなくても自宅まで届けられる広報紙を開けば知ることができた市の財政状況が、調べようとしなければ届きにくくなるのではないのでしょうか。

心配になって、私は周りの方たちに声をかけて意見を聞いてみました。断トツの回答は、それは広報紙に載せてもらったがいい、調べるのは大変、環境もないとの答えでした。私は、現段階で広報紙に登載して公表するのをやめて、インターネットを利用した閲覧による方法をとるのは、市民の知る権利を阻害するものだと考えます。インターネット掲載とともに、広報紙にも登載する必要があると考え、この条例改正に反対します。

次に、陳情第13号「核兵器禁止条約」への早急な参加・批准を求める意見書提出の陳情について、委員長の報告は継続審査でした。賛成意見もあったとの報告がありましたが、この継続審査にすることに対して反対の立場で討論します。

ことは被爆75周年に当たります。1945年8月、広島・長崎に投下された2つの原子爆弾は、瞬時に20余万人の命を奪いました。かろうじて生き延びた被爆者は、なお13万6000人余りが放射能による後遺症に苦しみ、悩んでいます。

私も保育士をしていたころ、被爆をした方から3世代目の子孫の方、被爆3世の子供たちとも出会いました。一緒に育つ子供たちの中で、眠りが浅かったり、育ちに弱さがあつたりする子供の様子に、一体なぜだろうと思ったものでした。その後、全国の保育園の子供たちの育ちを学ぶ研修会を通じ、被爆の影響を3世になっても受けていて、さまざまな症状があらわれていることを知りました。

広島・長崎が被爆した日にちなんで、毎月6と9のつく日に核兵器廃絶を求める署名を集める行動に参加してきたこともありました。今も、毎年、核兵器廃絶を願う国際署名を周りの方たちに訴え、お願いしています。

私は、母親として、保育士として、命を生み育てる者として、何世代にも影響を及ぼす被爆者を、今後、絶対につくってはならないと考えています。今、核兵器を使用すれば、たちまちのうちに地球全体が壊れてしまい、人も生物も生きていけないのではないのでしょうか。

これまで被爆者の皆さんは、世界中で悲惨な体験を語り、核兵器廃絶を訴えてこられました。2017年8月に亡くなられた、皆さんも背中にやけどを負った、背中の赤い少年の写真、一度はご覧になったことがあるかと思います。谷口 稜暉さん、

病床で最後におっしゃったのは、核兵器がなくなるまで被爆者は闘いをやめないとメッセージを残されておりました。そういった被爆者の訴えが、2017年7月、国連で核兵器禁止条約を決議させるという歴史的快挙をなし遂げました。

ことし10月25日、批准国は50に達しました。小さな国が、途上国が、米国などの核保有大国の圧力・干渉をはねのけて、批准を進め、条約の規定により、90日後の2021年、来年の1月22日に条約発効が確定したのです。被爆者の願いは大きく動いているのです。条約は核兵器の開発、生産、保有、貯蔵、使用、威嚇に至るまで、核兵器にかかわる全ての活動を禁止しています。

このような情勢の中で、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府は、アメリカの核の傘に安全保障を委ね、賛成国と反対国の橋渡し役になるなどの理由をつけ、条約に反対し、核廃絶の願いに逆らい続けています。

今、世界には、広島・長崎の数十倍もの威力を持つ核爆弾が1万5000発残存と言われていています。もし何かの過ちで核戦争が勃発すれば、地球は破滅され、人類滅亡の道を歩まなければなりません。

2019年11月24日、ローマカトリック教会、フランシスコ教皇は、被爆地の長崎・広島両市を訪れ、核兵器は国家の安全保障への脅威から私たちを守ってくれるものではない。そう心に刻んでくださいと、核の抑止力を否定し、武器の製造、改良、維持などに財が費やされ、日ごと武器は一層破壊的になっています。これらは途方もないテロ行為ですと断じました。

核兵器から解放された平和な世界を、数えきれないほどの人が熱望している。それを実現するには、全ての人の参加が必要と強調しました。核兵器の脅威に対しては、一致団結して応じなければなりませんと呼びかけ、個人や国家が団結して核廃絶に取り組むよう訴えました。

さらに、カトリック教会としては、人々と国家間の平和実現に向けて、不退転の決意を固めています。核兵器禁止条約を含め、核軍縮と核不拡散に関する主要な国際的な法則・原則にのっとり、飽くことなく迅速に行動し、訴えていくことでしょいうとも語りました。

松井広島市長は、ことし8月6日の平和式典で、これから広島は世界中の人々が核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて連帯することを、市民社会の総意にしていく責務があると考えます。50年前に制定されたNPT（核不拡散条約）と、3年前に成立した核兵器禁止条約は、核兵器廃絶に不可欠な条約であり、次世代に確実に継続すべき枠組みであるにもかかわらず、その動向が不透明となっています。世界の指導者は、今こその枠組みを有効に機能させるための決意を固めるべきではないでしょうか。ともに核兵器禁止条約への署名、批准を求める被爆者の思いを誠

実に受けとめて、日本政府が同条約の締結国になり、唯一の戦争被爆国として、世界の人々が被爆地広島に心を共感し、連帯するよう訴えていただきたいと述べました。

また、松井広島、田上長崎両市長は、連名で核兵器禁止条約に関する国会における議論を推進するよう、11月20日、各政党に要請を行いました。その要請文は、核兵器禁止条約が、来年1月22日に発効することが事実となり、両被爆地は核兵器の法的全面禁止の条約発効を心から歓迎するとした上で、条約の最終目標は核兵器廃絶であり、日本政府の目標とも一致する。条約の実効性を高めるためには、核保有国とその同盟国を初め、多くの国が条約に参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論を進めることが重要になる。唯一の戦争被爆国として、一刻も早く禁止条約に署名、批准するために、国会において活発な議論を行うよう要請しますとの内容です。

唯一の被爆国である日本政府が、この核兵器禁止条約に参加、調印、批准しようとしなければ、被爆者の皆さんの願いを打ち砕くことです。

日本各地で日本政府に核兵器禁止条約への批准参加を求める意見書が提出されています。12月14日現在、約500自治体で採択されています。その中でも岩手県は100%の自治体、秋田県では85%の自治体で採択されています。次が新潟県で77%、岡山県で71%の自治体が意見書採択をしております。熊本県でも近隣では菊池市議会、玉名市議会、小国町議会が採択しております。

先ほども報告の中にありましたように、2010年9月17日、山鹿市議会は山鹿市非核平和都市宣言を全会一致で決議しました。宣言文には、平和を脅かす核兵器の廃絶と、戦争のない平和で安全な社会の実現は人類共通の願いですと記されており、まことに貴重で崇高な宣言文だと高く評価されております。

ここにいらっしゃる先輩議員さんたちが全会一致で決められたことであり、敬意を表するものです。

今期の議員は1月末で改選を迎えます。今回、継続審査と決まれば、審議をする時間を確保することは難しく、審議未了で廃案になる危険性があります。今期の議員全員で、日本も条約発効を後押しするために、参加、調印、批准せよと、山鹿市議会から日本政府に意見書を上げようではありませんか。非核平和都市宣言を決議したまちにふさわしい意見を出そうではありませんか。被爆者の皆さんの願いをしっかりとつなげましょう。

私は、原案に賛成の立場から、直ちに採択すべきだと考え、継続審査に反対し、議員各位のご賛同をお願いしまして、私の討論を終わらせていただきます。

○議長（永田 健君）

以上で、芋生君の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第74号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号から議案第81号までの7案件を一括採決いたします。議案第75号から議案第81号までの7案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、7案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号から議案第88号までの7案件を一括採決いたします。議案第82号から議案第88号までの7案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、7案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号及び議案第90号の2案件を一括採決いたします。議案第89号及び議案第90号の2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決

することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号から議案第97号までの6案件を一括採決いたします。議案第92号から議案第97号までの6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、6案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号 人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第99号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第100号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第101号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第102号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第103号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第104号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第105号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第106号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第107号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第108号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第109号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。次に、議案第110号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。次に、議案第111号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。次に、議案第112号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。次に、陳情第13号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、陳情第13号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

○

閉 会

○議長（永田 健君）

以上で、本議会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。最後の定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、11月26日の開会以来、20日間にわたり真摯にご審議いただき、ありがとうございました。

本日ここに、無事閉会の運びに至りましたことは、中嶋市長を初め、担当職員の皆様の丁寧な対応の賜物だと衷心よりお礼申し上げます。

さて、今定例会は、私ども議員にとりまして任期最後の議会となりました。4年

間を顧みますと、近年、頻発する豪雨災害への復興支援、今なお予断を許さない新型コロナウイルスに対する感染防止と地元経済活動との両立など、未曾有の事態に対し、議員として住民の皆様からご意見を伺いながら、その声を議会に反映することで役割を果たしてまいりました。

このような中、ことしの2月には先輩議員である藤本 峰秀議員がご逝去され、痛惜の念にたえません。改めて、故人のご功績をしのび、謹んで哀悼の意を表します。

中嶋市長におかれましては、今期をもって勇退されますことを既に表明されております。新市誕生以来、4期16年にわたり、市政のかじ取り役という重責を担ってこられましたことに対し、市議会を代表し敬意を表するものでございます。ご勇退後も、引き続き市政発展のため、お力添えいただきますようお願い申し上げます。

また、今期を最後に後進に道を譲られる予定の議員各位には、長年にわたり山鹿市の発展と住民福祉の向上にご尽力いただきましたことに対し、深甚なる敬意を表します。

一方、再び選挙に挑まれます議員におかれましては、見事当選の栄を勝ち取られ、引き続き活躍されますことをご祈念申し上げます。

結びに、4年間、議長として大過なく務めることができましたのは、ひとえに皆様方の格別なご理解とご支援の賜物であり、ここに深く感謝申し上げます。重ねて、職員の皆様には、今後とも市政発展のため、なお一層ご精励されますことをご期待し、ご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

[「議長、それだけで終わりですか。ほかに言葉はありませんか。」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

先般、報道もされました新型コロナの件に関しましては、我が市議会といたしまして、本当に申し訳なく思っております。市民の皆様に対しまして、改めてお詫び申し上げたいと思います。まことに申し訳ございませんでした。

今後、市議会といたしましても、感染拡大防止に徹底的に取り組み、なお一層、精進してまいることをお誓い申し上げたいと思います。

これをもちまして、令和2年（第6回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 永 田 健

山鹿市議会議員 芋 生 よしや

山鹿市議会議員 小 川 榮 二